

平成 1 9 年度財団法人紀南環境整備公社
第 4 回理事会・第 2 回評議員会合同会議

財団法人紀南環境整備公社

**平成１９年度財団法人紀南環境整備公社
第４回理事会・第２回評議員会合同会議議事録**

- 1 開催の日時
平成１９年１０月２６日（金） 午後７時０５分
- 2 開催の場所
田辺市中屋敷町２４番地の２
田辺地域職業訓練センター ３階 大教室
- 3 出席者
別紙出席者名簿のとおり
- 4 議 事
公社と串本町議会との意見交換会を踏まえた公社の今後の対応について
- 5 会議開会
別紙出席者名簿のとおり理事・監事及び評議員が出席したので、会議を開催した。
引き続いて、議長選出を行い、事務局から、合同会議であり理事長に議長就任をお願いしたい旨説明したところ、全員異議なく理事長が議長に就任した。
次に代理出席者の承認について諮ったところ、異議もなく全員承認され、出席者は定足数を満たしていることから、議長が会議の成立を宣言した。
- 6 議事録署名人選任
議長から議事録署名人の選任について提案し、議長指名について諮ったところ、異議なしの声があり、議長から楠本理事、森田理事、立谷評議員、黒田評議員を指名したところ、全員異議なく選出された。
- 7 議 事
公社と串本町議会との意見交換会を踏まえた公社の今後の対応について
議長から意見交換会当時の状況について事務局に説明を求め、事務局から配布資料に基づき説明を行った。
佐藤副理事長から「私は当日公務があり竹嶋副市長に出向いてもらい、その後事後報告を受けたので、把握しているつもりである。また、今日改めて８人の方のご意見を集約しているのを見てその通りだったのだと思った。ところで、紀南出身の県会議員は傍聴に来ていたか。」と質問があり、事務局から「県会議員は傍聴に来られていなかった。」と回答した。
佐藤副理事長から「楠本理事にお尋ねしたいが、県政の立場からみて当然県も参画していただいているので該当する紀南の市町村域の課題であると同時に県政全体も大きな関心を当然の事ながら寄せていただいていると思う。その様な中で、田辺・西牟婁、新宮・東牟婁の県会議員の皆さん方から、一向に我々の所にも、我々また実際候補地を持っていないので、その必要性についての認識は存分にあっても、意見を交換する事が今までもない訳だが、空気としてどのような関心を持ってられるのか。」と質問があり、楠本理事から「紀南選出の県会議員の皆様方の中で一様に心配はされて

いる。本会議であるとか常任委員会でもこの事業の進捗について、いくつかのご質問も頂いているし、特に串本町選出の県会議員の方は、大変心配をされている。すべての議員さんは、大阪湾フェニックス計画の区域から除外されている地域については、このスキームでしっかりと造っていかないといけないという事に関して十分認識を持たれている。この2年間なかなか事業が進んでいないということに関しては、一様に心配されている状況である。」と回答した。

議長から「当日意見交換会に出席されていない方もいらっしゃるので状況がわかりにくいと思うが、冒頭挨拶の中でも少し当公社の思った意見交換会という形にはなりにくかったという印象を私は持っている。これは色んな準備不足もあったと思いますし、質問も当日直接細かなところまでありましたので、十分答えきれなかった事もあったと思う。中身とすれば議会側の意見発表の場というか、出された質問については基本的な事には答えられてもすぐさま全ての事に対し答えきれなかった部分もある。そういう意味ではある意味での意見交換をしたという事には少しなりにくかったという印象は否めない。その様なことで今日改めて質問の内容と公社の考え方をコンパクトにまとめて報告させてもらっている。当日欠席の方については、今日の資料だけではわかりにくいと思うが、よろしかったら出席された方の意見を頂きたい。」と発言があった。

下代理出席者から「代理出席なので発言しにくいですが、先ほど事務局から説明を頂いたが、議長がおっしゃた様に当日議員の質問に的確に答えれていなかったという事で歯がゆい思いをした。今、説明してくれた事について、改めて串本町議会の皆さんに説明するのかどうか。説明しても効果の方がどうかと思うが、説明不足の点については、当日地元の高富地区の皆さんも多数出席されていたから公社としてはきちんと疑問に対して一旦答えるという事も必要だと思う。それで、問題が解決するという事にはならないと思うが、説明不足のままで終わるとするのは地域に対しても後々良くない影響があると思う。」との意見があった。

議長から「確かに細かな点、例えば法的な事など準備が出来ていない事もあったので、即座に答えられなかった部分もあり結構質問を受けたという感じになっていたので答えを返すという事については、どうか。」と発言があり、立谷評議員から「私も出席させてもらいずっと聞かせてもらった。今、下代理出席者の意見と同じ思いをした。せっかく用意万端で段取りで行ったはずだと思ったが、それにしては全く失礼だが答弁がほとんどできなかった。質問されている事に対する答弁が粗い回答になっていた。今事務局から説明を頂いたからわかるが、この内容をここで実はこうだったという事ではなくて、やっぱり当日出席された議員の皆さん方にも回答し、その事で現状が打開されていくというふうにはならないかもしれないが、一つは質問に対する回答はした方が良いと思う。あのままで終わりという状態で良いのかと感じた。」との意見があった。

議長から「ただ、運営の問題もあるが認識のずれが大きくあって先ほど事務局から説明があったが、公社としては5箇所絞るまでの段階はオープンにしながら、そしてこれはどこが候補地になっても協力し合うとしてやってきた思いを持っている。また、選定の方法についても、納得が出来ないという事で説明の前にかんがりの部分の食い違いが大きくてその事が埋めきれなかったという事にもなるのかなと思う。もう一方では、公社としては5箇所を選定し、現地調査に入った段階で色んな事を加味させて欲しいと再三説明したが、5箇所になる以前にするべきだったというところがかみ合っていなかったということも一点あると思う。そこを説明してもなかなか理解するということまで辿り着きにくいと思う。ただ、法的な事とか答えきれなかった事に

ついては、資料としてまとめさせてもらっているが、まずは議会に対して説明できなかった部分についての回答をする方向でよろしいか。」と発言があり、楠本理事から「私の率直な意見は、基本的な公社の考え方というのはお伝え出来たと思う。まずは調査に入らせて欲しい、その後で具体的なデータに基づいてやりましょうという公社の考え方と、串本町議会の調査の前の段階で除外すべきとの根本的な違いがありますので、それをあの場で理解して頂く事は事実上不可能ではあったが、公社の考え方というのは基本的なところはあの場でお伝えは出来た。ただ、溝があまりにも深すぎて埋める事が出来なかったというのは当然あるが、当初から予測はしていた事である。基本的な考え方については、お伝えは出来たと思う。先ほど、理事長がおっしゃった様にテクニカルな法律的な問題であるとか、そういう事で答えられなかった点というのはいくつかあると思うので何らかの形で答弁出来ていない部分については、きちっとお示しをする必要があるだろうと思う。全て答えられなかったというよりも基本的なところは全く折り合えないという事はあるが、きちんと公社のスタンスというのを言う事は出来たので、それを改めてもう一度と言う必要はないと思う。」との意見があった。

黒田評議員から「先日の串本町議会との意見交換会については大体解った。意見交換会で基本的な公社の方針をお伝えし、議員の方には納得出来るというところまではいっていないという事は解った。私は、牟婁商工会会長として田辺市の中で候補地を2箇所抱えている地域の商工会会長である。私のところも問題がないのかというところが大変ある。近くには簡易水道用に井戸を掘って飲料水にしている地域がありその上に候補地がある。そのことについて住民は、かなり神経質になっている。もし串本町の高富地区が議会並びに住民の反対で抜けるという事は私のところも抜けるということになる。5箇所が一緒になって、その中から最適地を選びましょうと言うのが前提で、その中でラムサール条約もあるでしょうと、ラムサール条約があるんだからサンゴに影響があるのではと、我々はこういう対処をするので大丈夫ですと、飲料水については、こういう対処をするので大丈夫ですと、こういう風な対話あってこそ進むのであって、その前の段階で串本町議会が意見書を出したという事についてはどうこう言うつもりはないが、但し、これについては、今までの経過からしても5箇所の候補地はお互いの団体が一緒に進めようというのが大前提であり、これが崩れた時には全部が崩れてしまう。という懸念を持っているので、例えば、串本町の2箇所が抜けて3箇所で調査をしようという話しはとてもじゃないが無理だと思う。」との意見があった。

議長から「今、黒田評議員から踏み込んだ発言があったが、その前段の串本町議会に対して答えきれていない部分については、答えをさせようという事でよろしいか。」と諮ったところ、異議はなかった。

引き続き議長から「後日事務局の方から回答させて頂く。その上にたって黒田評議員から例えばの話したが、串本町の候補地が調査に入る前の段階で調査を受け入れられないとなった場合には、5箇所同時調査の前提条件が崩れるという発言があった。この事について、少し踏み込んだ発言を頂ければ今日は、少し胸襟を開いて本音の発言を頂きたいと思う。」との事だった。

楠本理事から「やはり原則は5箇所同時に調査に入ることによって所期の方針どおり進めていく事がベストだと思っている。私も先般の串本町議会との意見交換会に参加し、相当あそこの地域に調査に入るのは難しいと率直に感じた。ただ、本当に出来ないのかどうかと、まだこれから何回か話し合いを続ける事によって所期の目的どおり調査に入る可能性がどのくらいあるのか。かなり少ないと思うが、少しでもあるのであればまだ引き続き粘り強く接触をしていくという事も必要だと思うので、

その点について、地元の松原理事のこれから何回か接触する事によって理解をして頂ける可能性というのはどのくらいあるのか。全くゼロなのか、まだ努力すれば見込みがあるのかというのは、地元の松原理事のご意見を伺いたい。」と発言があり、松原理事から「楠本理事の方から原則は原則だが、意見交換会を聞いた感じでは現地調査は難しい様に思うが、地元の町長としては今後粘り強く引き続き話し合いを続けていく可能性について、お尋ねがありました。私も当日の様子を従来の議会等の反応等から考えて、意見交換会の結果は私の予測したとおりであったと思う。というのは、いわゆる先ほどから議長からもお話があったが、やはり基本的な部分で考え方に相違があるという事で、意見も町議会の立場を一方的に質問という形で5箇所の候補地に絞り込むまでの選定過程等に問題があるのではないかとという考え方が態勢を占めていたという事である。私は、当然そういう事になるなと予測していたが、大体その様な結果になったのではないかと考えている。議事録もそういう事になっているのではないかと考えている。ですから私の今現在の立場を聞かれますと非常に難しいのではないかと、ゼロという事は言えないと思いますが、非常に難しいと、今後粘り強く何回か説得をしても難しいのではないかとという風に私は考えている。意見的に言うとすれ違ったというか、公社の立場は立場として先ほど楠本理事がおっしゃった基本的なスタンスというのは伝えられたという風に思うが、それは理解しがたいというのが串本町議会の態勢であったと思う。」と回答した。

議長から「9月の議会で串本町長は、13日の意見交換会の結果を見て一定の判断をすると答弁されていたが、今の発言がそういう事でよろしいか。その辺の串本町としての考え方というのをもう少しお願いしたい。」と発言があり、松原理事から「今の答弁は町長としてのこの間の意見交換会を聞いた上での感触であって、町の意見という訳ではない。町の意見という形で申し上げるとすれば、私としてはいわゆる理事会・評議員会合同会議の中で、今後そういう串本町長の立場にスタンスを置いた形で発言していくと、いう事を申しているのでもやはり今の町長としての気持ちを言うラムサール条約の持つ意義というか、環境を守るという立場から言うと国立公園・県立公園などの条例等はあるが、それらを超えた様な立場にあるのがラムサール条約の意味合いではないのかと思いをいたした様な形での意見を今後申し述べてまいりたい。今までは、どちらかというスタンスとしては五分五分という事で建設を促進するという理事という立場と環境を守る。また、地元住民の意思の反映をこういう場で伝えていくという二つの立場があった訳で、それについては、地元でいえば私が一人という訳ではないが地域住民の反対、町議会の反対を押し切ってという訳ではないが、現地調査まではという形で今までの会議に臨んでいたが、やはりこの度は、ラムサール条約の原点に戻り地球規模と言いますかそういう観点から言えば地域住民また、ラムサール条約の寄って立つところという大きなところと言いますか、そういう点に思いをいたした意思表示を行っていくべきではないか、というのが、今のところ私の意見でして町の意見になっていくのではないかと、今現在そういう町議会の立場また、住民の思いという事を今までも重く受け止めていたが、より一層こういう場で地域の代表として発信していく使命があるのではないかと考えている。」と回答した。

小出理事から「先日の13日の意見交換会と今日の理事会・評議員会合同会議後の事になると思うが、今後どういう風にするか先ほど基本的な事として5箇所同時に調査する話があり、黒田評議員の話を聞くという事ではないが、3箇所だけで実際調査出来るのかという今の状況であれば難しいと私は判断する。どういう風に今後なるか非常に岐路に立ってきたと思う。今日結論出して頂ければ良いが、やはり上富田町も議会の調整や今日は長井評議員もお見えになっているが、町自身の調整が必要に

なると思う。私は、大きな問題で私一人がどうすると言うより上富田町としてどうするかという発言をしなければならないと思っているので、誠に申し訳ないが今日会議したところで結論を出すのは非常に難しいと思う。誠に申し訳ないがもう一度会議を行う前提でこの雰囲気踏まえて各市町村などの意見をまとめてもらい、次の機会に上富田町はどうするとか、白浜町はどうするとかそういう意見の中でまとめる様にしないか。」と意見があり、議長から「小出理事からここで結論を出すのは難しいという意見で皆さんも思っている事と思うが、そういう事でいずれにしても立場がありますので、それぞれの団体の意思表示については、もう少し後日になると思うが、せっかくの機会ですので、それを前提として今の色々な状況の質問やそれぞれの立場での意見を出して頂けたら、また、それぞれの団体での判断に参考になるのではないかなと思うので、もうしばらくご意見を頂きたい。」との発言があった。

奥根評議員から「もう一度事務局から串本の地元の方に説得してもらえないか。今の話しでは、串本町の候補地が抜けるとなると田辺市の3箇所だけという事は難しいという事なので、もう一度串本町に足を運んで頂けないか。」との意見があった。

森川理事から「先日の意見交換会を聞かせて頂いて、そして隣に松原理事がおられ非常に難しい立場で大変だと思うが、意見交換会の資料の26ページを見て頂きたいが、松原理事が閉会挨拶の中で『先ほどから真砂理事長がおっしゃっておりますように、強制執行はしない。地元住民の意見を尊重するという事の中で現地調査をと。一步でも今の公社の進め方についてご理解をいただきたいということで、』と、挨拶されているが、これを本当に言い表していると思うが、ただ、先日の意見交換会の状況を考えると私は非常に難しいと思う。それで我々議論をしても現実としてごみは出ているので、意思決定のスピードを速めて紀南環境整備公社としての方向性を次回ぐらいにきちっとするという事が大切だと思う。」との意見があった。

議長から「確かに公社としての方向性を早く求めなければならないと思っており、急急ですが夜の会議となっている。その為にもここですぐに結論や方向性までは進めないが、出来る限り色々本音の意見を出して頂いて、やはりそれぞれが公社の一員としてどうするかという事を熟慮して頂いて出来るだけ遅くならない段階でそういう方向性も含めた議論を出来る様な場を作りたいと思っている。先ほど奥根評議員からもう一度説明をという事について、事務局より説明をさせます。」と発言があり、事務局から「我々の感触では難しいと、今、森川理事がおっしゃられた様にある程度方向性を出さないと、いつまで待ったら話しを聞িয়েくれるのかという事で、地元の感触を聞きますととても無理という判断を聞いているので、我々も入っていく術がない状況である。」と回答した。

佐藤副理事長から「私も森川理事、小出理事の意見に全面的に賛成である。我々としても公社の存続を含めて最終局面に立っているのではないかと、中には日がなさ過ぎるという方もおられると思うが、出来れば私としては、高富地区の調査を一旦棚上げして他地区の調査に入れないかという意見を申し上げたかったが、黒田評議員の話では、5候補地同時調査でないと田辺の候補地も納得出来ないという意見は全くもったもだと思う。せっかく立ち上げた紀南環境整備公社だが、これは最終的な判断かもわからないが、一旦解散をして新たな必要性を感じる自治体・産業団体で再構築するという事も頭の中に入れて意見集約を次回にそれぞれ持ち寄って協議をさせて頂ければと思っている。」との意見があった。

黒田評議員から「今、佐藤副理事長が言われましたが、我々も2箇所が抜ければ3箇所という事にはならないと先ほど申し上げました。そしたら白紙に戻すという事になる。そしてまた一から練り直すとなると、また遅れる。産業界の皆さんも共に急

ぐから公社を設立し、何回も会議を重ねてきた訳である。民間の知恵も借りてやっと5箇所絞り込んだが、進まないのもまた新しく候補地を選定し直すとなると、また遅れ悪循環に入っていると思う。そういう中で私は、公社のあり方の問題、さらにはお互いに組める者同士が新しく考え直せばどうかと思う。私も商工会会長として産業廃棄物などの切実な問題がある故に地域で反対がある中で5箇所の候補地が選定された段階でさらに努力しないといけないという思いできた。松原理事の苦衷も察するが5箇所同時調査という前提があるので、それが潰れた時は、我々は公社のあり方について再検討する時期だと漠然とそんな気がしている。」との意見があった。

議長から「もちろん公社設立の前提は、紀南地域に最終処分場が必要だという事で皆が一同にスタートした訳なので、出来るだけ早く実現させていく事が目的であると思う。ただその為に、どの様にしたら良いのかという事をもう一度考える局面に来ていると思う。今、佐藤副理事長や奥根評議員、黒田評議員の発言も一つの参考にして頂いて、その他に考え方やご意見等あれば是非お願いしたい。その意見がここで採決するとかいう事ではなくて、今日色々な意見が出てそれを持ち帰った中でそれぞれ考えるという事が大事だと思う。」との発言があった。

佐藤副理事長から「楠本理事に冒頭で県会議員が傍聴していなかったかお尋ねしたが、県会議員もそれぞれ地元の問題として心配しているという事を聞いて安心した。今日は、理事会・評議員合同会議であるが、やはり県政として応援してもらうという立場から顧問会議的なものを該当地区の全県会議員に一回知恵を借りるという事で、皆様のご意見次第だが必要であればそういった事も考えて頂ければと思う。公社の理事なりもちろん理事長に判断して頂く事も場合によっては必要だと思うが、どうだろうか。」との意見があり、楠本理事から「今、突然のご意見でして私も今ここではっきりと良い、悪いは申し上げる段階ではないと思うが、今の段階で公社に顧問会議を置くという事はきちっと議論する必要はあると思う。ただ、先ほども申し上げました様に県議会議員の皆さんも心配されているので、私は常々こういう方向であるという事については、逐一報告している。また、相談にものって頂いているという形で動いているので、今の局面でという事になると今まで以上に当然地元の議員の皆様方も県議会もそうだが色々相談しながら濃密にやっていく事は是非必要だと思うが、今の段階で顧問会議という形で参画して頂くという事が良いのか悪いのかという事は、議論する必要がある。ただ、会議という形ではなく、逐一情報を入れてご意見を伺うという事で個別にそれぞれの議員の皆様のご意見を伺いながら協力もして頂くというスタンスは大変重要だと思うので、それは県会については、私が責任を持ってやっていきたい。」との意見があった。

立谷評議員から「今の県会議員の話というのは、どちらかというと楠本理事の意見に私も賛成である。ここで決められない事が県会議員の顧問団という存在を置いても難しいのではないかと。そういう意味で何か有益性があれば設置する事はやぶさかではないと思う。それから先ほどからの議論の中で思う事で、今日の会議に来る前に今日の会議はどうなるのか考えてきた。いくつも考えたが建前論的な事から話すので失礼があれば言って頂きたいが、理事会の議論はどのようになっているのか。私も何回か出席しているが、理事会・評議員会合同会議になっているが、こういう事があった場合は理事会で会議をして頂いて理事会の意見のまとめを踏まえて評議員会としての意見を頂くという理事会制と評議員制を設置している訳なので、その機能がどうなっているのかと、苦言を申すようで悪いがそのように感じる。それから、今回の事態を踏まえてこういう風な考え方は出来ないか。無理な考えをしているのでご理解を頂いて聞いて頂きたい。先日の串本町議会との意見交換会だが、5箇所の候補地を調査しな

ければならない前提の2箇所をボーリング調査ではなかったが、議員の皆さんはじめ傍聴者も含めた中で意見交換という調査をさせてもらったと、後の3箇所もそうした方向性の中で別の意味でのボーリング調査を含めた調査もという形に持って頂く訳にはいかないか。それが駄目であれば先ほどの発言や地元の方の発言、佐藤副理事長の発言にもありました様に一つの重大な結論を出さないといけないのではないかな。そういう一つの結論を出す勇気もいると思う。相当長い年月を経過して、この事態なので、やっぱり出来たらこの長い年月のかかっている事の取り戻しも早くしていきたいとか、それぞれ困っている地域もそれぞれの市町村で事情も少しづつ違うと思うが立ち行かなくなるので、そういう考えを持った時にはこれから先の事というのは、理事会も評議員会ももっとスピードを上げてもらって開催を頻繁にして欲しい。難しい局面の中ではあるけれど、新しい方向性を探すという流れになるとしても細かい会議の積み重ねが一つの知恵やアイデアも出てくる方向性に行く様に思う。申し訳ないが公社の会議の頻度というのは、粗すぎるのではないかなと思うのでそんなお願いが出来ないかなと思う。」との意見があり、事務局から「理事会や評議員の会議については、以前の会議の中でなかなか集まる機会がないので、事務局から合同会議開催の投げかけを行い皆さんの了承を頂いた。理事会については、今日の合同会議の前にも何回か開催している。今回は、串本町議会との意見交換会の様子を皆さんに知って頂きたいという事で合同会議にさせてもらった。今後、理事会等を早急に開きたい。また、立谷評議員がおっしゃった大雑把ではないかというご意見については、各首長がなかなか集まらないということもあるので副市長や副町長クラスの会議をやっている。それと、他の田辺市の候補地も意見交換会を開催してはどうかとのご意見については、今のところそういう受入態勢とかそういう話しは聞いていないが、呼びかければ良い事だが今後そういう方向も探りながら、それと同時に理事会あるいは副市長・副町長会議を頻繁に開いてある一定の方向に進めたい。しかしながら、3月に開催した理事会・評議員会合同会議で事業が2年半遅れると申したところ、出来るだけ早くして欲しいという要望もあったので、我々としても出来るだけ早急に取り組みたいと考えている。」との発言があった。

奥根評議員から「先ほど小出理事が、一旦持ち帰って各自治体でもう一度話しをしてとおっしゃったが、11月末なら末と期日を決めて、もう一度集まってはどうか。」との意見があった。

下代理出席者から「商工会議所という立場で話しをさせようかと、持ち帰ってどのように態度を決めるのかというのは非常に微妙である。今までに佐藤副理事長の意見などお聞きしたら公社の存続まで踏み込んで判断してから次の会議に来るのか、どういう事を決めてくるのかなかなかわからない。次に決めましようと言ってもこれは町の意見であり、あるいは商工会議所、商工会の意見ですよというのに、何をそこで決めてくるのかははっきりしないので、もう一つ言わせてもらおうと黒田評議員のお話もそうですが、実際に立谷評議員がおっしゃった様な事は多分無理だと思うが、そういう事も方向性としてあるのか、ないのか。あるいは、我々の情報では田辺市の3箇所は5箇所同時でないとしても無理であると聞いているし、今日もそういう話しを聞いたので、そうだろうとは思いますが、具体的にどんな接触があったのか我々はわからない訳で、次に決めるにしても公社と地元との折衝がないまま、もう駄目だから公社をやめてしまう事については、私としては納得しがたい。ただ、私も商工会議所の意見の中には、自分ところのごみは自分ところで処理する事は原則なので、当然そういう意見の食い違いがあってどうしても出来ないなら解散してもやむを得ないという意見もあるし、そういう事はあるがこのまま次に結論とかあるいはその次という

のはわかりにくい。」との意見があった。

議長から「結論というのは、色んな意見の中に公社の存続を含めたぐらゐの厳しい状況にあるという発言があるという事で、存続そのものを決定していこうという事ではないと思う。ただし、色んな意見の中で今度どのように進めていくか要は最終処分場を造る為にどういう方法があるのかという事をそれぞれである程度議論をしてもらってこないと意見が出にくいのではないかと、次の会議で議決しようとかいうものではないと思うので、考え方について今の現況をどのようにしていったら良いかという事を議論頂きたいという風に思う。松原理事と同じで私も理事長をしながら田辺市長という事で、該当地域を持った首長である。少し申し上げればこの事業を進めてきた前提というのは、どの地が候補地になっても調査については受入ていくという事は何回も確認してきた事だと思う。そういう意味では、田辺市も再三にわたり地元の説明させてもらっている。そういう関係上その前提が崩れるという事になれば基本的な部分であると思う。基本が崩れるという事になれば黒田評議員がおっしゃった様に駄目とかいう事ではなくて、大変今までの説明に説得力が欠けていくという事で厳しくならざるをえないというのが今の心境であり、そういう事を黒田評議員もおっしゃっていると思う。そういう事でそういう状況を踏まえてどうしたら良いかということこれは小出理事がおっしゃった様になかなか今ここで答えは出ないと思うが、その事を本当に考えて欲しいという事になる。その次に結論を出そうとか簡単に出来るものではないので、結論はいずれになっても先ほども申し上げた様に少しペースを上げて出来れば年内、色々皆さん日程が混んでおり年末は忙しいので厳しいが12月の頭を一つの目途とすると事務局と考えている。そういう事で出来れば色んな意見を今日は忌憚のない意見を頂いて、そして、いかにしたら候補地を絞っていく作業に一致団結して進めるか大変難しい問題だが、それぞれの立場でもう少し踏み込んで、皆さんも考えて頂いているが、特に自治体ですと議会との関係もあるのでその辺を後1ヵ月余りで出来たらと思っている。」との発言があった。

森田理事から「先日は私も串本町議会との意見交換会に出席したが、この前は意見交換会ではなかった。串本町議会の意見を聞いただけの事で、相手に言い放しにされた様な感じはした。そういう中で先行きは非常に難しいと思って帰ってきた。しかし、公開原則の中でやっているが、本音を言え本音を言えと言われてもなかなか言えない。ご苦労だが、事務局の方で本当の意見を聞いて頂きたいと思う。事務局に役員・評議員の所に行ってもらって、どう思っているか本当の意見を聞いてそれを整理して、その中で議題にして頂ければ非常に有り難いと思う。」との意見があった。

中路代理出席者から「今日は、那智勝浦町の産業界の方から森川理事も出席されているが、私も小出理事が言われる様に町全体として真剣に考えてみたい。串本町の事情はよく分かったが、後の3箇所5箇所でないというその前提の中身をもう少し教えてもらいたい。」との発言があり、議長から「5箇所でないと言っているのではなく、5箇所同時に調査をする事を前提で説明してきた。この結果がどうなるかによっての話しというのはあるが、今の段階で何回も地元5箇所が前提ですよと説明してきた。黒田評議員も先ほどおっしゃったが、だからゼロにという訳ではないが、しかし、その前提が崩れる事は、もし仮にこれから地元に入っていくについては、相当ハードルが高くなる事は事実だと考えているという事である。」と回答し、中路代理出席者から「可能性とかそういうのは今のところはどうか。」と質問があり、議長が「仮に公社全体が5箇所から2箇所を外す事を認めるという事になると、話しはかなり難しくなると思う。」と回答した。

議長から「先ほど黒田評議員がおっしゃった様に確かにラムサールの重要性は十分

認識するが、田辺の秋津川の候補地には上水道の取水口がある。それから稲成地区の下流域には、ナショナルトラスト運動の発祥地である天神崎がある。そういう話しをすれば、色々出てくる訳でそれは調査の段階で話しはさせてもらうという事をずっと説明している以上、その前にその理由で外れる事が出来るのであればまたそんな意見というのは、今は出ていないがそういう意見が出てくると大変厳しい状況になると思う。」との発言があった。

岡本評議員から「私も先日の意見交換会を傍聴させて頂いたが、やはり当初から思ったのは公社対串本町議会という事で対決姿勢が出ていたと思う。意見交換会ではなしに反対意見を発表する会だと正直思い、これなら行かなくても良かったと思った。私も白浜町長から当該地域になってないからといって無責任な態度は取れないといつも言われている。私もそういう意味から言うと若干冒頭に出てきたのが、公社の誠意というのがまず出て来ている。公社が誠意をもって説明してきていなかったというニュアンスを私は受けており、5箇所を絞ってからすぐに新聞発表があり、それまで知らなかったという事で前もって当該地域に知らせておくべきだったという事が議事録にうたわれているが、その点公社としてどうだったのか。それともう一つ、白浜町内の事だが、こういった施設を造るという事でやはり決めた所から変わる事は正直出来ず変わったらそれまでなかなか決まる事はないと思う。だから本当に粘り強く誠意をもって何回も何回もくり返しお願いをするという事で、そこまで言うのであれば一回という風な事がぽつぽつ出てくると思う。そういう事しか仕方ないのではないかと思う。先ほどからお聞きしていると串本町の2箇所の候補地を外すと恐らく公社での決定は難しいと思う。なかなか私どもの町内での小さな施設であっても一つ決めれば動かしたら絶対駄目だと思った。決めるまでは大変だという事で、今回の場合は5箇所の候補地から1箇所を絞るまでの段階だが、これを一つでも逃すとなかなか前に進まないと思う。私は自分所の町内でのそういう施設についても、最初はなかなか取り付く島がなかったが、徐々に人間関係をいわば手繰りながらお願いしていくという事で、『そこまで言うのであれば一遍調査だけでも受けてみようか。』と言う人が一人二人出てくれば一つの輪になって良い方向に向くのではないだろうか。ここで外すという事ではなくて何としても串本の高富地区に再度、再三でも良いがお願いしに行く事が大事であると思う。」との意見があり、事務局から「議会への説明については、事務局が議会に説明する前に反対の意見書が採択された。また、5箇所の候補地を公表後すぐに串本町当局と高富地区への説明会の開催を再三お願いしていたが、区長が受け入れてくれず、その間に『ラムサールの海を守る会』が結成され、地区内で反対署名活動を行い、反対署名が提出された。6月27日に地元説明会へ行った時に区長から『公社からの話しは二度と聞かない。』と言われ、翌日には議会が反対の意見書を採択したというのが一連の経過である。事務局としては、先ほど申し上げた様に串本町議会から説明会に来て欲しいと要請があり説明に行ったが、議会から『反対の意見書を提出しているのに、何故公社の説明を聞く必要があるのか。』と言われ説明出来ずに帰ってきた。再度、串本町と何か方法はないかと協議を行い『串本町ごみ減量等審議会』に説明させてもらう事になったが、串本町の議員が出席しておられ『串本町議会が反対しているのに、何故説明会を行うのか。』という事を二度言われたため、まず串本町議会の理解を得ることが第一と考え、意見書への回答を提出するとともに少しでも理解して頂ける様に公社から意見交換会の申し入れを行った。5箇所の公表については、4月の第一週に理事会へ提出する前に各首長と役員には事前に報告し、理事会で十分議論して頂きたいと、理事会には提案するが決定するのは理事会であるという事で説明した。公表については、色々一人歩きするので同時期に行うという事で

やってきた。」と回答した。

松原理事から「先ほどから段々の議論があった。ただ、先日の意見交換会については、それぞれ述べられた方の率直な意見が出されていたと思う。意見の交換会という名に値しない、双方の意見を述べ合ったという事だと私も認識している。ただ一点地元の立場として言うておかないといけないと思う事は、私も公社の理事の一員だから理事長がおっしゃった様に5箇所絞られて同じ様に協力をするという話しは話しでそこに前提や大前提という話しがくるのだが、先日の意見交換会の中でもある種つまびらかになったのではないと思われるのは、いわゆるラムサール条約に関して言えばこれから考慮していくという、海域はあまり考えていなくて陸域だけに重きをおいてきたというアドバイザー会議の先生の意見の中にもあったが、いわゆる5箇所の候補地に選ばれたから、それが同じスタートラインかという事で言えば海域の部分やラムサール条約に関してはこれから考えるつもりであったのだという意見は、用意ドンでスタートする立場からいうところの大前提が同じスタート台であったのかという風な議論が出た場合に、私はこれは後から言い訳めいたというか付け加えた様な言い方になってしまっていると思えて仕方がない。国立公園や色んなすでに外しておくべき項目に該当する様な条約を後回しにして議論をするという事は果たして5箇所の候補地に選ばれたら同時にみんな協力するという大前提として認められるのか、認められないのかという意味で見解の相違という事になってしまうのかもしれないが私は若干その変の事については、理事の中で議論しながら責任はあるが、先ほどから言われているテクニカルな部分で準備も不足してて公社側は即答出来ないというか回答出来ない部分がいくつか準備不足の面もあって、あの場を客観的に見た場合にかなりアドバイザー会議の先生方もたじたじであった様な印象を一般傍聴の方も含めて受けたのではないかという風に思っている。私自身は、平成18年度中の理事会等の会議でもやはりアドバイザー会議の中にサンゴやラムサール条約に造詣の深い内田先生または内田先生的な方をアドバイザー会議の一員に入れて頂くとか、それが叶わない場合は、先日は意見交換会という形にはならなかったけれど、一つのシンポジウムの意味合いがあったかなと、パネルで色々皆様にラムサール条約とは何か。サンゴの世界的な状況について説明がなされたので、一つのシンポジウムの役割を果たせたかなと、立谷評議員からボーリング調査までとはいかないが、準調査的な意味合いという働きをしたのではないかという意見も頂きましたけれど、そういった意味でいうと必ずしもアドバイザー会議の先生方の今後現地調査をし、選んでいくので5箇所の候補地は同じ条件だという事については、若干議論の分かれるところではないかという風な思いを持っているので、意見という形で発言させて頂いた。」との意見があった。

議長から「議長から少し意見を言わせて頂いてよろしいか。」と諮ったところ異議もなく、議長から「会議を進める立場であるが少し今の発言については、我々の認識と少し違うのではないかと思うので正直に申し上げる。松原理事はラムサール条約に登録されたのは、何年の何月がご存じか。これは平成17年の11月に登録されている。公社が23箇所の候補地を発表したのが、平成18年2月10日で、この時に23箇所の候補地が入っている8市町村に3月中旬までに住民に説明して下さいと申し上げている。この時点でラムサール条約の話しは一つも出て来ていない。5箇所になってからは話しが出たが、それだけラムサール条約が事前調査以前の大きな課題だとおっしゃるならば、2月10日の23箇所に絞った時点でラムサール条約は、はるか前に登録されているのだからその意見が出て当然ではないだろうか。」と質問があり、松原理事から「その点については、理事長がおっしゃる日付の関係などそういう形でいくと当然理事長のおっしゃる通りだと思う。その時点でラムサール条約に対して今

ほど意見は申し上げていないというのは事実であり、何らそれに対しては、申し開きのしようはない。」と回答した。

小出理事から「今までの経過というのは、各市町村にそれぞれあると思う。例えば私の所であれば23箇所の発表をした時に議会の総務常任委員会や各委員会に話しをして、選ばれた時には議会も協力して欲しいと話しはしている。例えば、事業を進めていく中で串本町の事務はどういう事をしていたのかという意見が出てくるので、発言は差し控えさせて頂くが、要するに最終的な結論になってくると思うが5箇所同時調査で話しが進んできたと思うので、今までの事を話しさせてもらえばその町は何をしていたのかという話しが出て来るので、この辺りで止めておく方が良いのではないか。」との意見があった。

議長から「今までの事を問い詰めた質問になり松原理事には申し訳ないと思うが、しかし、今までの事を振り返ってどうだったというのは、それはもちろんそれぞれの自治体で色々な取り組みは違うと思うので、その事をここで申し上げるのはどうなのかと思いましたが、私の質問もどうだったのかと思う。いずれにしても時間も相当経ってきたので、他に発言をお受けしたいと思う。」との事だった。

楠本理事から「12月初旬を目途にそれぞれの団体で持ち帰って、それぞれの団体の考えを整理してくるという事だが、先ほど松原理事にお尋ねさせて頂いて、やはり残念だと率直に思っている。今後串本町に対して粘り強く交渉しても松原理事の感触では非常に難しいだろうという話しがあり、地元の事情もよくご承知の町長の発言であるので大変重要だと思う。黒田評議員もおしゃった様にそうすると田辺の3箇所だけの調査もこれもまた難しいというご意見は今日の理事会の中で非常に重い意見だと思う。こういう事も踏まえながら今後考えていかなければならないという事で、県としては初志貫徹という形で少しでも粘り強くという事で最初の方針通り出来る道がないのかという風には今も少しは期待しているが、やはり今日の地元の感触から見ると大変難しいと伺い、その認識の基に今後進めていかざるを得ないと感じたので、その点を踏まえた上でお願いしたい。」との意見があった。

議長から「楠本理事から今日の理事会・評議員会合同会議の集約的な発言であったと思うが、先ほど下代理出席者からもありました様に次の段階で結果や結論に至るかどうかというのはあるが、いずれにしても今日の理事会・評議員会合同会議を踏まえて、それぞれ今後どのように進めるべきかまた、進めたら良いかという事について、今一度時間を取って頂いてそれぞれで議論を頂くというか検討頂くという事にさせて頂いてよろしいか。」と諮ったところ、異議はなかった。

立谷評議員から「先ほど小出理事からも持ち帰り、それぞれの町で方向性を再度協議して会議に臨むという話しがあったので、今日はこれで解散となるとそういう風な持ち帰ってそういう協議をして次の機会に町の意見を言うという手順的にはこうなるのかなと思うが、そうすると是非先ほどお尋ねした返事を頂きたいが、それが駄目であれば別の方向性を町として考えていかないといけないと思うので、私が提案させて頂いたのは、串本町で意見交換会を開催させて頂いたので、田辺市の3箇所でも同じような意見交換会をさせて頂く訳にはいかないのかと質問させて頂いた。それに対して駄目であれば駄目と言って頂きたい。私達はその方針が駄目という前提の基に次の事を考えていく方が良くと思うのでお願いしたい。」と意見があり、議長が傍聴席に居た田辺市の池田環境部長に答弁を求めたところ、池田環境部長より「先ほどの質問については、私が聞いていて二つの質問があると考えている。一つには、先日13日の意見交換会を準調査とみなしてそれを串本町は受け入れたという事で、田辺市の方は、現地調査を出来ないかという質問であり、それは田辺市の方ではとても説得力に欠け

るのではないかと思います。我々は公社が実施する事前調査というのは、地形・地質その他諸々現地に入ってやると聞いており、そういう事を地元をお願いしているので、やはり説明した形で5箇所を調査をされるというのが前提であると我々も受け止めている。地元もそうなので串本町における13日の意見交換会を調査の一環としておさえるのは、なかなか説明がつきにくい。なお、二つめの、懇談会を田辺市でも開催すればというのは、私もよく解らないがどのような趣旨なのかお聞きしたい。」と回答し、立谷評議員から「地元の商工会会長がおいでで、意見を通して雰囲気的な事は感じ取る事は出来るが、地元の皆さん方とこういった情報というのは新聞等を通じて難航して大変難しい事態の局面に経っているというのは、市民の皆さん方のご存じなのではないかと思う。そうした時にそうした事を踏まえて我々としては、受け入れて頂けないと極端な話し行き着く先の方向は一つしかなくて、一旦白紙にでもなってしまう方向に行ってしまうのではないかという風な事を考えた時にその選択というのは、どちらかというと簡単にたどり着いてしまう道で、その前に地元の皆さん方と我々の熱意と雰囲気も直接その事に触れなくても地元の持たれる意見という事なんかも我々聞かせて頂いて、前回串本町で交わした意見であったが、私は、一つはそれなりに益があったのではないかと思います。そういった意味で田辺市の3箇所ともそうした事をさせてもらう事によって打開策の糸口というのを地域の皆さん方自身も考えて頂けるきっかけにもなり、我々自身も最終的な結論を出す前の判断資料に出来るのではないかと思います。」との意見があった。

議長から「田辺市長という立場になると思うが、先ほど環境部長から申し上げた様に意見交換会が調査の一環という説明はなかなか田辺市としては、地元にとって行きにくいと思う。その上に立って地元で懇談を開く方法というか目的というのでも今も明確な事が出ていなくて申し訳ないが、ここで即答出来ないと言えない。どういう前提で何を懇談するかという辺りの設定の仕方によって可能であったり、不可能であったりという事もあるのかなと思ひ明確な答えでなくて申し訳ないが、そういうただちの提案なのでそういう答弁にしなければならない事をご容赦頂きたい。」と回答し、立谷評議員から「理事長の意見はそう思う。私もかなり踏み込んだ無理な理屈づけの質問をさせてもらっていると思っているので、理事長の今の答弁で結構である。何らかの打開策の糸口を探そうと思ひ発言した事なので、ご容赦頂きたい。」との発言があった。

議長から「先程来から何回も申し上げた様に、何とか打開してこの局面を乗り越えていくという発言だと思うし、皆さんその立場だと思う。そのことの一つの意見と受け止め、それも含めて色々皆さん方も考えて頂き、また、田辺市としても田辺市の考え方というのをまとめていかなければいけないと思っている。」との発言があり、その他質問意見等求めたが、特に質問意見はなく、議長から「公社としても、また、事務局としても今の意見十分精査させて頂き、皆さんにお伝え出来る資料が出来次第お伝えしたいと思う。次回のご案内の節は、大変お忙しいところと思うが出席頂くようお願いする。」との発言があった。

以上をもって、協議を終了したので、議長は閉会を宣した

午後8時50分

以上この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は、次のとおり署名押印する。

平成19年10月26日

議長

真砂 充 敏



署名人

黒川 庫司



署名人

立谷 誠一



署名人

森田 敏行



署名人

楠 孝 隆



平成19年度財団法人紀南環境整備公社第4回理事会・第2回評議員会
合同会議理事出席者名簿

○理事現在数9名

○出席理事数9名（うち代理出席者（委任表決者）2名）

役 名	氏 名	役職名	代理出席者
理 事 長	真砂 充敏	田辺市長	
副理事長	佐藤 春陽	新宮市長	
副理事長	中田 肇	田辺商工会議所会頭	専務理事 中田 義和
理 事	楠本 隆	和歌山県環境生活部長	
理 事	小出 隆道	上富田町長	
理 事	中村詔二郎	那智勝浦町長	副町長 中路 進
理 事	松原 繁樹	串本町長	
理 事	森川 起安	那智勝浦町商工会会長	
理 事	森田 敏行	日置川町商工会会長	
監 事	瀬古 伸廣	新宮商工会議所会頭	専務理事 下 宏
監 事	山田 五良	みなべ町長	副町長 小谷 芳正

平成１９年度財団法人紀南環境整備公社第４回理事会・第２回評議員会
合同会議評議員出席者名簿

○評議員現在数１９名

○出席評議員数１８名（うち代理出席者（委任表決者）１０名）

氏 名	役職名	代理出席者等
生熊 和道	古座商工会会長	経営指導員 矢敷 博伸
泉 庄治	本宮町商工会会長	経営指導員 音無 敏彦
岩手 仁士	龍神村商工会会長	
植田 英明	みなべ町商工会会長	事務局長 東 良夫
大和田隆栄	北山村商工会会長	経営指導員 藪本 英明
岡本 重之	白浜町商工会会長	
奥田 貢	北山村長	総合政策課主幹 山口 雅之
奥根 公平	古座川町長	
黒田 庫司	牟婁商工会会長	
三軒 一高	太地町長	住民福祉課企画員 庄司 保和
須賀 節夫	串本町商工会会長	欠 席
立谷 誠一	白浜町長	
辻 良治	熊野川町商工会会長	経営指導員 宇井 利行
出水 豊数	中辺路町商工会会長	経営指導員 宮原 敦
富田 又嗣	古座川町商工会会長	事務局長 竹田 敏明
長井 保夫	上富田町商工会会長	
橋本 明彦	すさみ町長	
花本 健	大塔村商工会会長	
森 光夫	すさみ町商工会会長	経営指導員 有田 文彦

財団法人紀南環境整備公社
第4回理事会・第2回評議員会
合同会議

次 第

日 時：平成 19 年 10 月 26 日（金）午後 7 時 00 分から
場 所：田辺地域職業訓練センター 3 階 大教室

- 1 開 会
- 2 理事長挨拶
- 3 議事録署名人選出
- 4 議題
公社と串本町議会との意見交換会を踏まえた公社の今後の対応について
- 5 その他
- 6 閉 会

意見交換会における串本町議会からの意見の概要

	意見の概要	公社としての見解
1	串本議会からは意見交換会をお願いしたが、公社側は説明会を実施しようとしたため、議会はそれは拒否した。今回の意見交換会はそれから1年3ヶ月を経て開催された、何故こんなに遅くなったのか、公社の姿勢は誠意に欠いている。 熊野古道や世界遺産の公園等は除外をされながら海中公園、海の公園、さらにはまた熊野吉野国立公園の特別地域にあるこの地が、なぜ除外されなかったのか。	議会側からは、説明に来て欲しいとの依頼を受け説明に出向いたが、拒否されたもの。公社としては説明する機会を作ろうと努力してきた。国立公園に関しては、スクリーニングの段階で除外している。
2	ラムサール条約の中身、あるいは協定の範囲で、公園はその地だけを指すのではなしに、法律が規制する区域というのは、1キロ範囲をもってその法律を適用するというような内容が存在することは承知しているのか。	自然公園法にはそのような規定はない。
3	「常に情報の公開を実施して、情報公開の徹底を図ってまいりました」と回答書では述べているが、私たちは、5つの候補地に絞られた情報は昨年4月20日の新聞報道で承知をした。4月19日に理事会で決定をされて即報道されたということだが、少なくとも関係する地域に、事前に情報提供があって、取り組みにご協力をというような常識的な扱いがあって当然ではないか。	31箇所の候補地を選定した段階（その過程を含め）常に各自治体には報告してきた。5箇所の候補地選定に際しても、その選定の考え方は各自治体に報告している。
4	今日、ご親切に公社からいろんな資料が袋詰めされているが、今ここに座ってこの情報を見る時間の余裕すらない。事前に、少なくとも関係箇所に早く通じていただくということが情報公開の具体的な展開ではないか。そういったことについて反省を求めたい	配付した資料は、すでに議員に配付済みのもの。
5	回答書では、「高富地区は最終候補地ではございません」という串本町議会の意見書を不当とするような強調がされているが、議会はそういうことも十分承知している。	特になし
6	自然公園法では、海だけじゃなく、それに続く湿地帯も保全しなければならないと改定されている。あの地域には小さな小川がある。1キロ以内の保全をしなければならないという法律の中では、問題があるのではないか。	自然公園法にはそのような規定はない。

	意見の概要	公社としての見解
7	生態系を毀損するとか致命的なダメージを受ける地域に対する環境負荷への配慮はシステムには評価されていない。ラムサール条約に登録されている海域は自然環境生態系を守るべきものであるにもかかわらず、景観上の問題として便宜的にとらえ、それを5つの候補地として選定すること自体がそもそも間違っている。	海域に対する影響の有無等については現地調査を実施することで考慮することとしている。
8	「百年たっても美しい紀南」が公社のキャッチフレーズだが、これは言葉で言えば羊頭狗肉ではないか。中身として本当に百年美しい紀南を目指して、しっかりした深い議論と調査を行って最終処分場をどうしてもつくらなければならないという方向に行っているとは思えない	紀南地域の環境を守るという姿勢は変わっていない。
9	貴議会におかれてはこのことを十分ご理解いただき、公社構成団体としての立場で」と云々書かれているが、我々串本町議会は決して公社の構成団体の一員ではない。町当局は当然構成団体に入っているが、議会は、町当局が進める施策や事業、事務処理について、住民の立場に立って批判と監視をきちっとしていく立場にあり、あなた方は完全に構成団体の一部ですよというふうに言われると我々は抵抗がある。	特になし。
10	ラムサール条約に湿地登録指定された海域のわずか100～400メートルのあたりにつくられるという無謀なやり方を私たちは到底認めることができない。	現地調査を行う際に十分に考慮する。
11	スクリーニングが終わった後の第3段階で、各市町村に対して市町村独自の情報について調査をしたと言っているが、具体的にどういう担当課と、どのような調査を行って、その調査の中で問題点があったのかなかったのか。指摘事項あるいは留保条件があったとすれば、その扱いは検討委員会の中でどう扱われたのか。	各自治体の環境担当課を通じ、調査を行い、得られた情報は留意事項として委員会において検討資料とした。
12	高富地区は44の1と44の3の2つ候補地がある。しかし、1次、2次スクリーニング、さらに第3段階の現地調査の段階では44の1しか残っていなかったはず。44の3というのは後から追加になっているが、なぜ追加になったのか。	地形を詳細に見直した結果追加されたもの。
13	技術アドバイザー会議の先生方の構成は「百年たっても美しい紀南」を目指してどういう最終処分場をつくろうかという構成にはなっていない。	公社として人選したものであり、適切なものと考えている。
14	技術アドバイザー会議は平成17年12月27日に開かれ、結論が出たのが翌年の3月19日。わずか2か月半で、偏った委員の方々が3回の委員会を開いて5か所に絞り込んだ。これで、紀南をどうするかという最終処分場についての議論が本当にできたのかどうか。欠陥があったんではないか。	平成17年8月頃より事前調査について各メンバーと打合せを行い、調査結果ができた段階で第1回目の会議を開催したもの。議論は十分に尽くしている。

	意見の概要	公社としての見解
15	アドバイザー会議の意見を受けて理事会で高富地区にしようとした理由を教えてほしい。情報公開というなら、今までどれだけ説明会を開いて、どこの地区で何名の人が出席したのか。	自然、社会、環境に関する評価項目、評価基準を設定し、評価した結果選定したもの。説明会の回数等についてはホームページで公開している。
16	串本町としてはラムサールが指定されてるから、これは絶対外してくれということとはちゃんと述べている。そのことが反映されてないから怒ってる。	選定の過程において絶対にハズしてくれという意見は町からはもらっていない。
17	各市町村が焼却炉を持っているが、燃焼温度の違いとか焼却の仕方が全然違う中で、一つの最終処分場にその灰、残渣を埋め立てるのはかなり危険なことではないか。環境の時代の中で、熔融炉をつくって一つにまとめて、そこで安心・安全な焼却方法をとるという形で進めていかないといけないのではないか。	受入基準を設定し、その基準を満足していない灰は受け入れない。
18	輸送によるCO2排出の少ない方法をとると聞いたが、もし串本側とかこっち側に来ると、人口の多い地域から車で持ってくることになり、CO2の排出が一番多くなるんじゃないかと思う。こういった地域を選ぶのが、ちょっと矛盾しているように思う。	候補地ごとに特徴があり、評価項目によっては点数の高い項目、低い項目がある。串本の候補地は指摘の点で点数が低いのは事実。
19	町長は事前調査を受け入れたいと。そして事前調査を受け入れるけども第一候補地になった場合は反対をすると明言しているが、これは我々にもよく理解できていない。どういうことでそうなるのか。理事の皆さんは、この考え方についてはどういうふうに思っているのか。	特になし
20	田辺と串本に候補地が残ってきたのは、木村前知事の選挙の当てつけではないのか。最初は参加していた御坊や日高地域が抜けたこともよく分からない。	地域内から出た廃棄物は地域内で処分するのが原則なので、誰かに言われて始めた事業ではない。
21	ナンバー44の1の計画地内には大辺路街道が通っている。大辺路刈り開き隊のメンバーがこの山越えの道を発見している。近くその報告書がつくられる予定で、今その原稿がまとめられている段階だが、当然計画地から外さなければならぬということになろうかと思う。	大辺路再生実行委員会が経済同友会の支援を受けて実施している調査事業において、指摘のルートが発見され実態調査中とのこと。今後の選定の際の参考となる。

自然公園法の解説 (S52.6.15発行 中央法規出版)

第二編 逐条解説 保護及び利用 法二〇

- (7) 第一号への「鋼索鉄道」とは、い
し、スキーリフト等のことをいう。第
(8) 第一号の「別荘地の用に供する道
に使用することとなる道路のことをい
(9) 第一号の「遊戯施設」には、ウオ
(10) 第二号の「外郭施設」とは、港
が含まれる。

(11) 第二号の「海面上の高さ」について
いる。

- (12) 第三号の「導管」には管状の工作物
(13) 第三号への「高さ」とは、海底地盤面

三 届出を要する行為の第二は、特別地域内の
域内において一連の行為として行う場合の当
第二号は、普通地域の風景を保護するため
た規定であるということが出来る。したがつ
第一号の規定により総理府令で定められる基
内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及
定は適用されることとなる。

自然公園法(抜粋)

(普通地域)

第二十六条 国立公園又は国定公園の区域のうち特別地域及び海中公園地区に含まれない区域(以下「普通地域」という。)内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国立公園にあつては環境大臣に対し、国定公園にあつては都道府県知事に対し、環境省令で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。ただし、第一号、第三号、第五号及び第七号に掲げる行為で海面内において漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。

一 その規模が環境省令で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、その規模が環境省令で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)

二 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

三 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

四 水面を埋め立て、又は干拓すること。

五 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること(海面内においては、海中公園地区の周辺一キロメートルの当該海中公園地区に接続する海面内においてする場合に限る。)

六 土地の形状を変更すること。

七 海底の形状を変更すること(海中公園地区の周辺一キロメートルの当該海中公園地区に接続する海面内においてする場合に限る。)

四 届出を要する行為の第三は、広告物等の掲
第三項第五号の場合と同一である(一六六頁
五 届出を要する行為の第四は、水面の埋立又は干拓である(第四頁)か この行為の範囲は法第三項第五号の場合と同一である(一六七頁参照)。

なお、本号は、本法の昭和四十八年改正(法律第七十三号)により、従来「海面」に限定されていたものを「水面」に改め、陸域の普通地域内にある湖沼、湿原等の水面も規制の対象を含むこととされたものである。

六 届出を要する行為の第五は、鉱物の掘採又は土石の採取である(第五号)が、海面の区域内においては、規制の範囲が、海中公園地区の周辺一キロメートルの当該海中公園地区に接続する海面内に限定されている。この規定は第二号の規定と同様、普通地域の景観を保護するためというよりも、海中公園地区の景観を維持することを考慮して設けられたものである。行為の内容については、法第十七条第三項第三号の場合と同一である(一六三頁参照)。もともと普通地域内においては、陸域、海域を問わず本行為は規制の対象とはなっていないが、本法の昭和四十五年改正(法律第六十一号)により、海中公園地区の周辺一キロメートルの海面の普通地域における本行為が規制の対象として加えられ、さらに昭和四十八年改正(法律第七十三号)により、陸域の普通地域における本行為が規制の対象として加えられた。これは最近、機械力が導入されるようになり、短期間に大面積にわたって自然の改変が行われるようになってきたために、風景に与える影響を無視し得なくなってきたことによる。

七 届出を要する行為の第六は、土地の形状変更であり(第六号)、この行為の範囲は、法第十七条第三項第七号の場合と同一である(一六八頁参照)。

本号は、昭和四十八年改正(法律第七十三号)により加えられたものであるが、これは主としてゴルフコースの

串本町議会と(財)紀南環境整備公社による意見交換会

平成19年10月13日(土曜日)

開会 午後3時16分

閉会 午後5時23分

○意見交換会の出席者(32人)

〔串本町議員〕

議長 橋爪 和雄
副議長 濱田 勝裕
議員 結城 力
議員 水口 崇
議員 仲江 孝丸
議員 村上 修
議員 藤田 勝彦
議員 古久保 捷
議員 漆畑 繁生
議員 辻 大介
議員 和田 良太
議員 寺町 忠
議員 椿谷 勲
議員 角 将範
議員 川勝 昇
議員 梅野 光児

〔(財)紀南環境整備公社〕

理事長 真砂 充敏(田辺市長)
副理事長代理 竹嶋 秀雄(新宮市副市長)
副理事長 中田 肇(田辺商工会議所会頭)
理事 楠本 隆(県環境生活部長)
理事 小出 隆道(上富田町長)
理事代理 中路 進(那智勝浦副町長)
理事 森川 起安(東牟婁郡商工会連合会長)
理事 森田 敏行(西牟婁郡商工連合会長)
監事代理 下 宏(新宮商工会議所専務理事)
監事 山田 五良(みなべ町長)
理事 松原 繁樹(串本町長)

- ・内田紘臣 串本町海中公園センター名誉館長(鎗浦海中公園研究所長)
- ・野村恵一 串本町海中公園センター学芸員
- ・金子泰純 和歌山大学システム工学部准教授
- ・山田正人 国立環境研究所循環型社会・廃棄物研究センター主任研究員
- ・玉井済夫 和歌山県自然環境研究会会長

開会・開議 午後3時16分

○松原局長 公社の方から議員の皆さんにご了解いただきたいと思います。

きょうは3人の理事が公務のために代理の方にご出席いただいていますので、その点はご了解ください。よろしくお願いいたします。

○橋爪議長 では、今から意見交換会を始めます。

予定時間は約120分です。休憩を1回とらせていただきます。

私たち串本町議会からの意見につきましては、時間の関係もありますので、事前に各議員から質問の内容を出していただき、大きく5項目程度に集約しています。

最初は項目別に質問を出させていただき、質疑をお願いし、最後にその他で他の内容の質問をさせていただきます。

最初の1項目は、ラムサール条約登録地域串本海中公園等に対する考え、評価基準に係る意見について。

2項目めは、その他候補地選定の評価基準に対する意見についてです。

3項目めは、最終処分場建設に向けての事業の進め方に対する意見についてです。

1、2、3の項目については川勝議員から総括も兼ねて質問させていただきます。あとの項目は、各議員で質問をさせていただきます。串本町議会の質問者については、私が選任いたします。公社側につきましては、局長にお願いしたいと思います。なお、再質問については、時間を見ながら調整をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

では、川勝議員、よろしくお願いいたします。

○川勝議員 串本町議会の川勝です。本日は公社の大勢の理事、また、かかわっていただきました専門の先生方のご同席をいただいて意見交換会ができることを大変意義深く、また大きく期待をしながら、皆さんとともに率直に意見を交換できたらと思うところであります。

議長から紹介がありましたように、5項目にわたって整理をされておりますけれども、そのうちの3項目について私の方で総括をして、要領よく説明をしていただけたらということでもあります。要領よくいくかどうかは別にして、率直にご意見を申し上げたいと思いますので、委員の皆さん方にも公社の皆さん方にはご協力いただけたらと思います。

意見の具体的内容の交換に先立ちまして、私は申し上げておきたいことがございます。と申しますのは、串本町議会は、昨年6月29日に貴重なラムサール条約の海域と、また日本最初の海中公園の海域を断固保全していくという方針を貫く住民の皆さん方の強い思いや、また、町民の70%に当たる約1万4,000人の署名の心を議会は心として、この海域を守ることが串本町民の等しい使命と認識として、最終予定候補地に選ばれた高富の地から、ぜひ公社の思いを変えていただきまして、候補地からの撤回を強く求めようということで決定をしたところであります。

その後、公社理事長に大変ご配慮をいただきまして、平成18年7月11日に田辺市庁舎において、当時、私は議長の職にありましたので、直接意見書を提出し、趣旨説明とともに串本町議会の意見交換会の早期の開催を要請したところであります。また、真砂理事長から別途検討する旨のご回答をいただいたところであります。

その後、意見交換会を再度要請いたしましたところ、8月2日に公社の事業推進説明会が予定されました。当日は、串本町は臨時議会が招集されておりました午後であります。当日、議会の要請に相違する厳しい抗議の議論となりました。その内容は、公社の説明を聞いてくれと。意見交換会とはほど遠い内容であったために、議員一同からそのような強い意見があ

りました。そういう経過を経ながら、時は今日まで過ぎ去りました。1年3か月を経てきょうの日であります。非常に急施を要する施設の建設展望を見ると、この1年3か月、串本町の意見等を踏まえて公社はどのような取り組み展開をしてくれたんだらうかということが思い返されてなりません。過去は深くは問わない気持ちでありますけれども、余りにも急ぐに反してスピードに欠けた、また誠意に欠けた公社の事業執行体制ではないでしょうか。一種の憤りさえ胸にしながら、私の思いは杞憂ではあるかもしれませんが、その責任を公社に強く求めておきたいと思うところであります。

さて、そういった意見書に対して公社から6月24日付の回答書をいただきました。私はその回答書を一読させていただきながら、さらにぜひ公社の皆さん方にご意見を聞いていただきたい、そしてまた、お互いに意見を交換したいというように考えるところであります。

回答書の柱にあるところは、一つは施設の立地に当たっては、客観的な見地から立地場所を選定するという具体的な取り組みについては、先ほどアドバイザー会議の座長、金子先生からもご紹介のありましたように、国立公園や公立公園、県立公園は除外をするという第一段階の選択でありました。ラムサール条約の指定は平成17年11月でありますけれども、海中公園として指定をされたのは1970年であります。そういうことを振り返りながら、熊野古道や世界遺産の公園等は除外をされながら海中公園、海の公園、さらにはまた熊野吉野国立公園の特別地域にあるこの地が、なぜ平等な判断の中で取り組みをされなかったのか。客観的ということは、公正・妥当な基準がやはり基本ではないのでしょうか。

金子座長から先ほど紹介をされました、この処理場は陸につくるのであって、海のことは考えておりませんと。海につくるのではありませんと、そういうご紹介をいただきましたけれども、私は再度驚きました。そんな見識が客観的公正・妥当な選択基準と言えるのでしょうか。ラムサール条約の中身、あるいは協定の範囲で、公園はその地だけを指すのではなしに、法律が規制する区域というのは、1キロ範囲をもってその法律を適用するというような内容が存在することは承知をされておるのでしょうか。この件については水口議員から詳しく意見を開申してもらおう予定にしておりますから割愛をしますけれども。そのような状況の中で、いかに緊急に必要な状況であっても、あるいはまた協力をしなければならない立場にあっても、公正・妥当な条件を欠いた方針に串本町議会としては協力をすることができないというのが意見書の一つの柱でもありました。ご理解を得て、意見に対するご回答をいただければと考えるところです。

また、「常に情報の公開を実施して、情報公開の徹底を図ってまいりました」と回答書では述べられておりますけれども、私たちは、5つの候補地に絞られた情報は昨年4月20日の新聞報道で承知をしました。驚いて早速事情調査をしますと、4月19日に理事会で決定をされて即報道されたということでありますけれども、少なくとも関係する地域に、事前に情報提供があって、取り組みにご協力をというような常識的な扱いがあって当然ではないのでしょうか。そのことこそ情報を公開するという大変大事なことではないのでしょうか。私は情報公開という言葉が存在をしても実行が伴わない公社の取り組み方について、厳しく反

省を求めてご意見を聞きたいと思うところであります。

また、きょうここに参りましたら、ご親切に公社からいろんな資料が袋詰めされておりますけれども、今ここに座ってこの情報を見る時間の余裕すらございません。そういう情報があれば事前に、少なくとも関係箇所にも早く通じていただくということが情報公開の具体的な展開ではないのでしょうか。そういったことについて反省を求めてご意見といたします。

また、高富が最終候補地となったとしても、どこの候補地が最終候補地になっても、実施責任はそれぞれ加盟をしておる市町村などと協議をしてご協力をいただきたいということでありますが、そういった主張は当然だろうと思います。当然な協力をするために、みんなが当然のこととして招致をできるような、これまた公正・妥当な扱いということが前提でなければ、そういう結果は成り立たないのではないのでしょうか。そういう点を申し上げておきたいと思います。

また、最終候補地として高富地区の撤回を求めることについてですが、回答書では、「高富地区は最終候補地ではございません」という串本町議会の意見書を不当とするような強調がされておりますけれども、意見書の中身もよく読んでいただいたでしょうか。議会はそういうことも十分承知をしております。したがって、最終候補地ということについては、意見書の文面でも表現をしておりますけれども、予定の最終候補地として5候補地が存在をします。その中の高富候補地については、今申し上げましたような公園域あるいは海域保全という切なる願いからして、あるいは観光和歌山、観光串本町の自治体の政策方針からしても、この地は最終予定候補地から別途ご配慮をいただくと、こういう強い願いでありますけれども、言葉をもてあそぶだけではなしに、お互いが誠意をかけて話し合うことが積み重ねられて当然ではないのでしょうか。そういう欠落を強く指摘して意見としておきたいと思います。

意見書について最後でありますけれども、「公社として候補地選定は客観的かつ公正に実施してきた。引き続き候補地5か所について現地調査を実施する方向で事業を進めます。貴議会の協力もお願いしたい」ということでありますけれども、改めて先ほどご説明をさせていただきました選択基準に触れた金子座長のお話を聞いて、議会一同そうだろうと思うんです。陸につくるので陸のことは考えたけれども、海につくるんではございませんから考えておらないというような見解をよしとするのでしょうか。海域の浄化においても、森をつくろう、森をふやそう、そういったことが南紀熊野の課題ではないのでしょうか。特に私は日ごろ、田辺市長の真砂理事長もそういった見識で森づくりに大変全力を尽くされておることに敬意を払いながら、そのことを学ぶためにこの海を守るための森づくりにさらに力を尽くしていこうという途次であります。

先ほど野村先生も強調されておりましたけれども、100メートルから400メートルという至近距離にある森を破壊して、また、小なりといえどもそこから注ぐ2つの河川も存在をいたします。濁度や被害をどうして除去できるのでしょうか。そういった点から考えてみても、今の様態や見解の中で、我々は事情も理解をして協力をして高富の地区を候補地として調査を求めてもらおうという状況や判断には到底至りません。そのことをしかと理

解をしていただきたいと思います。

時間の関係もありますので、端折りますけれども、以下設定した1項目から3項目に分けた中で各議員からいろいろ提起をされておりますので、内容について若干紹介をして、さらに公社の意見も聞けますように前もって私の方から紹介をさせていただきたいと思います。

1番の項目として、ラムサール条約登録地域串本海中公園に対する考え、評価基準についての意見であります。国際的条約であるラムサール湿地登録がスクリーニングされていないことは極めて不可解である。さらにラムサール指定登録地海中公園の環境保全のシンボルであるこの地域の保全に揺らぐことのない串本町民の意見に反し、また湿地協定や制約を縛られたこの地を処理場候補地に選ぶ見識こそ理解できない。候補地とする理由を具体的に示されたい。先ほど述べられておりましたけれども、示された内容では十分理解がいかない状況ではないかと。第一段階から誤りがあるのではないかと指摘をされております。

また、点数制評価をするに当たり、海に関しては考慮しなかったという公社の答弁ですが、アドバイザー会議の点数結果を受けて、理事会ではラムサール条約に登録された串本の海の保全について、どう判断し検討したのか。アドバイザー会議の意見をうのみにしてきたのか、その辺を尋ねるところであります。県も町もラムサール登録の海を守る、そして観光の拠点とする。今後、次代に引き継いでいく、百年も先を眺めて自然を守っていく方針がなければならぬ。こういったことに対する対応が不十分であり、あるいは汚水や土石の流出など考えれば余りにも無謀である。環境省、県当局が推進するラムサール条約登録地の貴重な海の保全方針に、公社はどのような認識で対応しようとしておるのか。具体的に聞きたいという意見であります。

評価項目と点数について。環境負荷は車両通行に伴うCO₂の排出量のみ対象にして、海域の生態関係については既存評価や景観上というような目視認識だけでとらえておるのではないか。これはシステム設計の枠組みづくりの段階で、基本的な考え方に許しがたい瑕疵が存在する。瑕疵というより、むしろ大きな欠陥ではないかと。

7番目には生態系への負荷判断。海域に流入する高富、高浜、東雨の川が存在しますが、存在との関連判断、いわゆる浄化機能の論理あるいは状況でありますけれども、海・山・川の関係といったことについて技術アドバイザーは専門的な知見を有している。環境生態系への考えはどうなったのだろうか。まるきり海を外した、飛行機でいえば左のエンジンだけで、右のエンジンは外したというような運営法ではないか。反省を求めたい、という意見です。また、選定に当たって、5候補地はそれ以外の候補地と比べ各評価項目ごとにバランスよく得点をとっており、第2段階の選定、1か所への絞り込みの対象として特に問題はないものと考えられると判断した根拠は一体何なのか、という意見であります。評価項目別点数表をもっと具体的に公表してほしいと。こういうようなご意見が存在しておるのが第1項目で、細かく分析すれば7点について議員の皆さん方から意見があります。

2つ目は、候補地選定の評価基準に対する意見であります。海の世界への認識について不

十分であって、候補地において考慮に入れなかった選定作業の誤りを率直に認めるべきである。評価項目別評価数値について、どのような根拠に基づき決められたのか。環境条件の評価が低い。もちろん海域の保全環境評価等は皆無である。常識では考えがたい。不信に満ちた評価内容である。5候補地に限らずその直前の23候補地の評価数値をも公表していただきたい。以上、2項目目については大綱2点であります。

3項目めに、最終処分場建設に向けての事業の進め方に対する意見であります。

1つは、机上調査、密室の推進、そういった感の中で最終候補地の発表がされた。余りにも唐突であった。串本町議会の意見書提出と意見交換会の開催方、そういった点についても住民不在というような感じさえ受け取れる。情報公開をさらに徹底していただきたい。3つ目に、紀南地域廃棄物適正処理方針、6つの具体的取り組み。行政主体があいまいである。責任分散、課題解決が図られていない。情報公開と住民代表の議会との情報交換も不十分である。次に、23か所から5か所へは机上調査検討のみで、まことに無責任な選定方ではないか。紀南環境整備公社の体質は、住民の意見を聞こうとするという姿勢ではなしに、自分たちが決めたことを最善として独善実行主義の、今日考えられない体質が存在するのではないかと。7番目に情報公開の実態。説明会が何か所で、何人ほど出席してなされたのか。以上、こういった関係が皆さん方から出されておりますので、総括して前もって、礼儀かと心得て議員から開申のあることをつけ加えておきたいと思います。

とにもかくにも、昨年理事長にお会いした際も、困難であれば、こんなことは難しいことがわかっておりますし、これほど座礁的な障害となれば、やはり振り出しに戻ってご検討いただけないだろうか。高富の地、ラムサール条約、海中公園という存在がゆえに、この100メートルから400メートルの地に、どんな状況で判断しようとも、今日の串本町政が決して容認できる課題ではないということを申し上げたことも記憶によみがえります。

お互いが了解できる候補地であれば協力することはやぶさかではございませんし、当然の責務であることも理解するところであります。しかし、いかにそういう状況があろうとも段々の先ほどの先生方からご紹介のありましたように、貴重な海域に接近して施設の設置を目指した、調査といえども我々が協力できるような今日の町民的状况ではないということを強くお伝えをして、公社の理事も大勢おいででございますから、ご理解をいただくよう願って、私のまとめた質問としておきます。ありがとうございました。

○松原局長 ありがとうございます。今、川勝議員から何点かあったかと思います。

まず、今までの総括的なことを理事長の方からご説明させていただきます。

○真砂理事長 総括的なところを申し上げたいと思います。今、川勝先生から今までの取り組み状況に大変厳しいご指摘をいただきました。

ただ、我々といたしましても、今回のこの資料につきましては、今まで公開してきた資料でございます。できればそういった細かな質問につきましては事前にお知らせをいただけたらもっとかみ合う議論になるのかなとも思うのですけれども、そういうやりとりは別といたしまして総括的に申し上げたいと思います。

まず1点目の、議会の皆さん、特にそのときは川勝議員が議長でした。私はここに申し入れ書を持っております。このところで、最終的には、「当議会に対する公社の説明会を要望します」と書かれておりましたので、私どもとしては説明会をさせていただくことを申し入れたわけですが、なかなか実現できなかった。意見交換会か説明会か、そういう言葉のやりとりは別といたしまして、私どもとしてはいろいろな意見の交換も含めた説明もさせていただきたかったということは申し入れたところでございます。

それと、経過ですけれども、冒頭にも申し上げましたように、これは長い年月の中で5か所に最終的に絞ってくる過程については随時情報を公開しておりますし、理事会・評議委員会でも随時説明をしまいいってございます。この5か所なんですけれども、確かに5つになるとかなり確率が高くなるという心情的なことはよくわかりますが、私どもは50も20も5も同じという考え方をしまいいっております。確認してきたことは、どの候補地が我々のところに当たっても、どの地域に当たっても、お互い事前の調査については協力していくという姿勢でいこうということも確認しながら進めてきました。

少し経過を申し上げますが、具体的にはラムサール条約に当地が登録をされたのは平成17年11月でございます。整備公社として基礎調査の結果、平成18年2月10日に23か所を公表しています。もちろん新聞にも出てますし、公社としては発表しました。23か所から5か所に絞るとするのは、5か所の調査だけでも4,000万円程度の費用がかかります。23か所を全部調査というわけにはいきませんから、先生方のお力で、ほかへの影響は別として、調査の段階で調べるということで決定をしてきたということでございます。海へ与える影響を5に絞るまでに考慮へ入れなかったという強いご指摘もございますが、ほかの処分場のみならず川に与える影響、いろんな影響がございます。そのことは、この5つの候補地から調査の段階で、もちろんラムサールの重要性も含めて十分調査の中で認識をさせていただきたいと思っておりますし、そのように説明をしてきました。

もう1点は、この5か所が最終候補地でないというゆえんの大きなところは、ここから1つに絞るときには大変大きないろんな要素がございます。その中で、我々も再確認ということで理事会、評議委員会の合同会議をこの3月24日に開きまして、最終決定に至るまでには住民の皆さんが反対をしているのを押し切って強制的な決定はしませんということも表明しております。それから、公正・公平という原則を守っていくということも申し上げております。その後、今回もし5から1に絞る中で、ほかの候補地になった4か所も仮に15年、20年先に繰り上がり当選していくんじゃないかというようなことについても、そういうことは一切ございませんということも含めて申し上げます。要は今言いました5という地域をそれぞれ詳細な調査をした上で、そして最終的には、今言いました住民の皆さん方の声も含めて十分なやりとりをさせていただく中で決定をさせていただきたい、このようにご説明を申し上げてきたという経過でございますので、基本的なことで申しわけないんですが私から申し上げ、詳細につきましては後で担当やアドバイザーの方々からの助言もあるかと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○松原局長 質問が多々あったんですけども。ラムサールが大変重要やと。県の方も力を入れてるという質問もございましたけども、楠本理事の方からその点についてご回答ができたと思うんですけども。

○楠本理事 和歌山県の環境生活部長の楠本でございます。

今ご質問にございましたように、ラムサール条約への指定につきましては県も町も一緒になって登録に推進してまいったというのは改めて申し上げるまでもございません。ただいま理事長からお答えがございましたように、最終的な決定をするに当たっては、さまざまな要素を具体的な調査に基づき最終的に決定をしていく。その中に地元の住民の皆様の意向ということも当然入ってまいります。ただ、そこへ至るまでの間に、地形の問題がどうであるのかとか地質がどうであるのかとか、先ほど理事長が申し上げましたように、すべて23か所をボーリング調査すると大変経費がかかるという中で、まず5か所に絞った上で詳細な調査に入り、その上でいろんな要素を加味しながら、それは当然熊野古道に隣接をしている、あるいはラムサール条約の湿地に非常に近接しているということも当然考慮に入った上で最終の候補地を決定するという手はずでございますので、県といたしましても、そういう条件につきましては最大限考慮しなければいけないというような認識のもとに進めていきたいと思っております。ただ、そのためにも、やはり現在の5か所の候補地に同時に調査に入ることが行われな限り、この事業が前へ向いて進んでいかないというような状況にございますので、私としてもその辺は非常に危機感を持っている次第でございます。

○松原局長 ありがとうございます。議長、申しわけないですけど、今の川勝議員の質問の内容があれば。余分的な外れな回答をしては申しわけないんで、いただけたらありがたいんです。

○橋爪議長 総括ということですので、今から1から3項目について一つずつわかりやすくやっていきたいと思います。

1項目のラムサール条約登録地域串本海中公園等に対する考え、評価基準に係る意見ということで、そこから始めさせていただきたいと思います。

先ほど、川勝前議長の方からご指名がありました水口議員、いかがですか。

○水口議員 突然の指名なんで。段々の質問が皆さんからされると思うんで、絞ってしたいと思います。

ラムサールという形の中で、ここの地域を保全していかなあかんというのは全世界共通の意見だと私は思います。その中で、私たちの思いにあるのは、やはり海中公園であります。川勝議員が言われました1970年、私がまだ10歳そこそこのときに、ここが日本で初めて海中公園の指定を受けたんです。「君は海を見たか」というドラマにもなり、私たちの地域に誇れるものができたという形で和歌山県を挙げて大変にぎわったこともあります。そういう中で、37年も守ってきた地に簡単にこういうものができるのかなという疑問を抱きました。

金子先生は自然公園法の中で、県立公園、国立公園の中にはつくらないと言われましたね。

自然公園法の中で海中公園というのは特別な位置づけですね。公園でありながら、特別な地域が海中公園なんです。その特別な地域を守るという形で自然公園法という法律ができております。

海中公園地域の周辺1キロメートルの海面の普通地域について保全しなければならないと。今、海面と言いましたが、これは海面なんです。これは昭和45年に海面という形になっております。昭和48年に「海面」から「水面」という文言にかえられているんです。水面になぜかえられたかというのは、海というのは続いております。ここまで公園だったのがここを汚すと中は当然のように汚れます。そういう中で、海だけでええんかという形になったんですね。松原事務局長は、これを知ってますか。ほて、海だけじゃなしにやはり続いた湿地帯も保全しなければならないと法律が改定されました。あの地域を私はこの間、見に行っただんですけど、小さな小川ですけど流れがついてますね。1キロ以内の保全をしなければならないという法律の中で、あの水はずっと流れてますよ。

読ませていただきます。「昭和45年の改正により、海中公園地区の周辺1キロメートルを海面の普通地域における本行為が規制の対象として加えられ、さらに昭和48年度改正により陸域の普通地域における本行為が規制の対象地として加えられた」、これが今言ったことですね。「これは最近機械力が導入されるようになり、短期間に大面積にわたって自然の改変が行われるようになってきたために風景に与える影響を無視し得なくなったことによる」。この風景というのは海中公園の風景のことを指すんで。上で大きな工事をすることによって海中公園地域の風景が変えられてしまうということにかんがみてこの法律が昭和48年に制定されているんです。その法律のついて、どのように理解されていたのか。普通地域にも自然公園法が適用されるということで、楠本理事かな、一番詳しい方に、まずお答えいただけますか。

○楠本理事 申しわけございません。今ご指摘の法律の詳細なご指摘につきましては、申しわけございません、きょうはその辺の詳細な資料は持っておりませんので、後日また…。

○水口議員 後日はおかしいですよ。私たちは法治国家に住んでるんですよ。法治国家に住んでる者が法律に従って物事をつくろうかと言ってる中で、こういうことを理解してなかった。これは、たしかやっても構わんかと届け出をするんです。環境大臣の許可が要るんですわ。そうやってきたときに、ここにおられる住民の方は下手したら行政訴訟や環境大臣を訴えますよ。こういう法律があるんですから。弁護士でもこういうのが好きな方がおられるでしょうし。先ほど国立公園内や、何やと。これは法律にのっとって国立公園につくったらあかんという考えでやったんでしょ。国立公園内にこういうのをつくったらあかんというのは常識ですわね。その中で、この普通地域の1キロ以内に入ってるという中で、ほたら、金子先生、こういうのはご存じじゃなかったんですか。

○金子先生 つくったらあかんとかいう形で多分条文は書かれていないと思いますけども。そういう意味ではなくて、法律の趣旨を尊重して、決められた区域については最終処分場の候補地エリアに入れないと。そこは除外しますよという話をさせていただいたわけですね。そ

れは、条文の問題というよりは法律の精神の問題ですから。ただし、今おっしゃられた普通地域を含めて1キロの地域という意味は、私は承知しておりません。

○水口議員 専門家の方々が大変ご苦労をされて、こういう形で勉強されて地域を限定されていく中で、やはり主になるのは法律でしょ。この2か所は、届け出をして環境大臣の許可をもらわなければならない地域に入ってしまうんですわ。おかしいじゃないかと、もし、だれかが訴えたらどうなるんですか、これは。とまりますよ。これだったら多分門前払いにならないでしょう。

○松原局長 少し内田先生がご発言されたいようなんで、すみません。

○内田先生 私の知っている限り、先ほどの説明で国立公園を除外するなんていう法律はないんです。だから、もしつくりたいければ国立公園の中で申請さえ出せば。そして、まずいことに国立公園であろうが、非覆水地域なら拒否する理由はないんです。だから判を押さざるを得ない。先ほどの第1次スクリーニングで国立公園なり県立公園なりは初めから除くというところ、まずそこが間違っているんですよ。何を大事に価値判断に持つかと。国立公園はすべてオーケーじゃないんです。特別地域もありゃ一種もあるし。特別地域や一種というところは非常に貴重な景観なり生物を持ってるんです。そういうところは、出せないようになってるんです。

それと、今回のラムサールの海域との価値判断を比べれば、私に言わせれば、皆さん反対するかもしれんけども、さっきの説明はラムサールのサンゴ群落はけた外れに貴重だと言ってるんです。だから、国立公園が云々なんかを初めからスクリーニングで話すなんて頭から間違っていると。そこを考え直しなさいと。

もうちょっとしゃべってもよければ、先ほどの現地調査を入れろという話ですが、それもまた後ですごい反論が私にはありますが、また別の機会にやります。

○水口議員 わかりました。僕らよりやはり先生の方が大分レベル上なんで。ただ、国立公園を外す、県立公園を外すという中で、私は環境省に話をしたんですわ。相談はなかったですよ。私たちは大変注目しておりますけど、環境省の方には相談がなかったです。ちなみに大阪の近畿地方環境事務所の方ですけど、大変注目しておりますけど、私たちの方に相談はひとつもありませんでしたということだったんで。私も幾つか質問をしておるんですけど、時間の関係で一番重要な自然公園法の解釈もしくはそういうものにどのように取り組まれたのかということで今聞かせていただいたんですけど、やはりこのもんに関しては一切取り組まれていなかったと。1キロ圏内ということに関しては、取り組まれてなかったんでしょ。認識がなかったと言うてましたやん。認識がなかったということで、こういう法律をやはり遵守していくのが私たちの使命だと思うんで。環境を守っていく中で、つくることも大切ですけど、遵守していく中でこの地域はこういう地域に指定されているんだということに重きをおいて、再度お考えを改めていただきたいなというところで終わらせていただきます。

○松原局長 では、結城議員。

○結城議員 私は、アドバイザー会議及び理事会の環境に対する考え方についてお尋ねしたい

と思います。

森と海との生態系のかかわりについては密接な関係にあるということは今や常識ですね。海中公園、ラムサール条約に指定された海域に、ミネラルや鉄分や豊かな栄養分に富んだ水を注ぐ谷を有する森を広範囲に壊すことは生態系に大きな負荷を与えるというのは自明のことですね。

そこで、最終処分場整備に係る候補地選定調査結果においても、44の1、44の3については、近いところは海岸線から約100メートルの位置に最終処分場が位置すると想定でき、これはラムサール条約登録地区から最終処分場を眺望できると。次の44の3のちょっと奥まったところなんですけど、最終処分場は海に向けた谷に位置するが、ラムサール条約登録区域から約500メートルの位置に想定され、最終処分場を眺望することはできないと。この生態系の考え、環境に与える負荷と、先ほども海中公園の学者の先生からいろいろサンゴ礁は非常に貴重なものであるという説明がありました。そこで、何で生態系についての配慮がされないのか。技術アドバイザー会議の方々は幅広い教養と専門的な知見を有していると判断されます。今回候補地5か所を選定するに当たり環境生態系への考えはどのようなものであったのか。

先ほども便宜的に熊野古道と同列の扱いをしたというふうに金子先生から説明がありました。便宜的とはどういうことですか。また、先ほどの金子先生の説明で、環境条件については自然条件、社会的条件とは質の違う問題である。できれば配慮したいと。環境に…

(テープ交換のため中断)

…通過して科学的に行ったような選定は、いかにもこれはオーソライズするための方便ではないか。恣意的なちょっとのさじかげんでいかようにも変わるようなことをオーソライズするために仕組みたシステムではないかというふうに解釈できるんですね。このあたりはきちっと説明していただきたい。しかも、評価項目での環境負荷は車両走向に伴うCO₂の排出量のみを評価基準とし、生態系を毀損すると致命的なダメージを受ける地域に対する環境負荷への配慮はシステムには評価されておられません。ラムサール条約に登録されている海域は自然環境生態系を守るべきものであるにもかかわらず、景観上の問題として便宜的にとらえ、それを5つの候補地として選定すること自体がそもそも間違っている。これは基本的な間違いなんで、候補地選定は容認できません。もう一度一からやり直すという考えはないんでしょうか。

私は、最後に紀南環境整備公社を紀南環境整備オニヒトデ公社と言いたいくらいです。サンゴに対して今の整備公社の事業の進め方は非常に問題があります。

○橋爪議長 内田先生から答弁をいただきたいと思います。

○内田先生 答弁になるかどうかわかりませんが、少し補足をいたします。

石垣島に白保というところがあって、石垣島の飛行場をつくるというときに非常に大反対があって、もめにもめた経緯がありました。そのときに琉球大学に現地調査を依頼しに行きましたら、琉球大学は、いいですよ。ただし報告書を公表するんですかと言ったら、それは

できませんと。そんなもんでできるかと、けた。次に私のところに来ました。私のところへ来ました。最後に、そのころ評判のえせサンゴ学者のミスターSというのが受けまして、調査をした結果、サンゴには影響がないという報告書を出しました。それで世間のサンゴ学者は全員抗議をしましたが、要するに私のところへ来たときも億ぐらいの値段の調査費がつくんです。我々もよだれがたらたら出るけども、受けるわけにいかんというんでけたんですけども、そのときに2人学者を呼びました。1人はオーストラリアの今世界のサンゴの分類の第一人者ベロン、もう1人はクールマンというドイツ人を呼びました。そのクールマンが、その後に石垣のサンゴについての論文を書きました。その中で、調査をした結果、海岸林を切ったところの前のサンゴは全部悪かったと。だから、このサンゴをもとのように、あるいはサンゴ礁を保全させるためには、もとあったところに同じ種類の木を植えなさいということをはっきり言ってます。論文で書いてるんです。要するに木を切るということは、少なくとも前のサンゴ群集には非常に影響を与えるというところは、これに限らずいろんな論文が出てほとんど明らかになっていることだということのをつけ加えておきます。

○橋爪議長 どうもありがとうございました。

総括の方でスクリーニングですか、藤田議員から質問があると思うんですけど。

○藤田議員 何点が質問したいんですが、時間の関係もありますのではしよるところもあるかもわかりません。ただ、最初に川勝前議長の方から経過も踏まえて総括的に質疑をしておりましたが、非常に重要なところなんですね。公社のあり方、公社というのは一体何を目的として発足したのか、その基本のところが問われていると思うんです。

公社設立のそもそもの目的は、「百年たっても美しい紀南」これがキャッチフレーズなんです。「百年たっても美しい紀南」。僕は、これは言葉で言えば羊頭狗肉ではないかと思うんです。中身として本当に百年美しい紀南を目指して、しっかりした深い議論と調査を行って最終処分場をどうしてもつくらなければならないという方向に行っているとは思えないんです。

私は、検討委員会から始まって技術アドバイザー会議のすべての議事録に目を通させていただきました。もちろん専門の先生方はたくさんおられますから、いろんな面で深い議論もされています。しかし、中身として非常に偏っている。このことを指摘しなければならないと思っています。

もう1つは、総括的に公社の事務局の方へ言うときたいんですけど、議会の意見書に対して回答書をいただいています。回答書の中身については川勝前議長が問題点を指摘していましたが、最後に、「これまでの候補地選定については客観的かつ公正に実施してきたものであり、引き続き候補地5か所については現地調査を実施する方向で事業を進めてまいりたいと考えます」と書いています。その後へ、「貴議会におかれてはこのことを十分ご理解いただき、公社構成団体としての立場で」と云々書かれています。我々串本町議会は決して公社の構成団体の一員ではないという理解を私はしています。町当局は当然構成団体に入っています。議会は、町当局が進める施策や事業、事務処理について、住民の立場に立って批判と監視を

きちっとしていく立場にあります。もちろん公社に参画するかどうかという議決も我々はやりますから、政策決定には参加をします。参加をしますが、その後進めていく事務事業については、我々は住民の立場に立って批判と監視を行う。これが議会に課せられた使命ですから、そういう点で、あなた方は完全に構成団体の一部ですよというふうに言われると我々は抵抗があるわけです。といいますのは、構成団体の一部である議会が反対するとは一体何事なという論調が一部にはあるんです。そうじゃない。住民代表の議会として、我々は十分行政の執行する事務について批判と監視をする権限がある、そういう立場で今回臨んでいますので、その点については十分理解をしておいていただきたいと思います。

中身に入っていくんですが、きょうは傍聴の方もおられるので、先ほど「百年たっても美しい紀南」と言いました。先ほど来、前で説明がありましたが、大体20ヘクタールの用地を造成すると言いました。私は単純に20ヘクタールといったらわかりにくいんですが、アドバイザーの金子先生も言われていましたように、広大な土地です。例えば真四角にしても400メートル掛ける500メートルという大変な土地です。細長い土地であれば300メートル掛ける700メートルという大きな土地を造成しようというのがこの計画でしょう。我が町には田並に最終処分場があります。この用地は1.4ヘクタールです。今度つくろうとしているのは、その10倍～15倍になるという計画であります。それがラムサール条約に湿地登録指定された海域のわずか100～400メートルのあたりにつくられるという無謀なやり方を私たちは到底認めることができません。

先ほど来、ラムサール条約についての評価の点数とか、いろいろと先生方は言われていました。議事録を読ませていただきました。残念ながらラムサール条約については玉井先生が2回、3回と技術アドバイザー会議の中で考慮をしていくべきではないかという指摘をしています。しかし、そのたびにこの施設は安全なものだ。流す水は安全だから、これは海のラムサール条約には関係ないということで、ほとんど退けられています。これは議事録を読めば、だれが読んでもそう読めます。そこには決して世界遺産登録をされた熊野古道とラムサール条約を同列に扱って検討してきたという姿勢は少しも見ることができません。それはもうはっきりしています。

しかも、これから具体的にお聞きしたいんですが、一つは、公社になった時代と、その前の促進協議会の時代と、時期にすれば分かれていますね。促進協議会の時代の検討委員会の中では、1次、2次とスクリーニングをやって、先ほど言ったふりにかけた。そこで、海については一体どのような扱いをされたのか、ということをもっと具体的にお聞きしたい。スクリーニングが終わった後の第3段階で、あなた方は各市町村に対して市町村独自の情報について調査をしたと言っています。それは具体的にお答えいただきたいんですが、どういう担当課と、どのような調査を行って、その調査の中で問題点があったのかなかったのか。指摘事項あるいは留保条件があったとすれば、その扱いは検討委員会の中でどう扱われたのかということをお聞きしたいんです。

もう一つは、当時の検討委員会の中で、高富地区は44の1と44の3の2つ候補地があ

ります。しかし、1次、2次スクリーニング、さらに第3段階の現地調査の段階では44の1しか残っていなかったはずで、44の3というのは後から追加になっていますが、これはなぜ追加になったのか。明確にしてほしいんです。候補地となった我が町にとっては、ただ単に忘れてたというような言葉では困るんです。しかもそれは52か所の候補地を決定する直前の委員会で追加になって44の3も加わっているわけです。これは議事録を見たらはっきりしています。なぜそういうことをしたのか。それには何かの理由があったはずで、漏れていたというようなことではないと思います。そのことを明らかにしていただきたいのが検討委員会での2つの問題です。

それから、技術アドバイザー会議には、私はいろいろ言いたいんですけど、多くの方が具体的に評価点数とか、これからいろいろ質問があると思いますので、その辺は除かせていただきますが、僕がこだわるのは「百年たっても美しい紀南」をつくるという点で、最終処分場の最後の候補地5つを絞り込む技術アドバイザー会議があります。金子先生が座長です。ここで事務局にお尋ねしたいんですが、アドバイザー会議の名簿があります。考え方を聞きしたいのは、これには11人の先生方を委嘱されております。それに調査期間として日本技術開発株式会社の方が6名、日本環境衛生センターの方が1名、あとは11名のアドバイザーの先生となっています。私は結局アドバイザー会議の出した総合的な点数が先ほど出ていましたけど、ああいう点数の配点とか、どういう重みづけをつけるかというようなところでは、このメンバーの皆さんの意見がかなり重要になってきた。コンサルの原案はあったらと思いますが、それをどう修正して、どういうふうにしていくかというのは技術アドバイザーの先生方の仕事。ここに11名の方の中で申し上げますが、3名が県の土木関係の課長です。最終処分場あるいは廃棄物処理の関係の方が6名、これは和大的先生から始まって研究所の方、田辺市、新宮市の課長ということですね。それから、地質の関係が和大的先生ですね。あと1人は動植物自然ということで、きょうおいでになっている玉井先生です。こういう技術アドバイザー会議の先生方の構成は「百年たっても美しい紀南」を目指してどういう最終処分場をつくらうかという構成にはなっていない、と私は思うんです。これは事務局にご答弁をいただきたいんですが。議事録の中でも玉井先生が2度、3度とラムサール条約について。

もう一つ言わせてください。第1回技術アドバイザー会議は平成17年12月27日に開かれています。暮れも押し詰まったころです。結論が出たのが翌年の3月19日です。わずか2か月半です。先ほど言ったように偏った委員の方たちと私は思うんです。ほかの方はどう判断するか知りませんが。そういった方々がお正月を挟んで、わずか2か月半の間に3回の委員会を開いて5か所に絞り込んだんです。正当な議論をやって適切な、これから紀南をどうするかという最終処分場についての議論が本当にできたのかどうか。僕らは素人ですからよくわかりませんが、議事録を読む限りでは不十分だった。川勝前議長は欠陥があったと言いましたが、まさにそのとおりです。欠陥があったんではないか。その欠陥について、きょうは率直に認めていただきたいと私は思うんです。認めた上で是正すべきところは是正

するということでは、行政に対する住民の信頼は回復しない、このことを強く申し上げたいんです。大方の方が、例えば先ほど技術アドバイザー会議の方もラムサール条約についてはこれから大変重要視していくんですというような話をしておりましたが、実際は、今そのことを言われても、それは我々にとっては。

この後の調査の関係とかいろいろな話しのときにまた発言しますが、そういうほど重要なことが技術アドバイザー会議の中では本当に軽く扱われたということを申し上げて、一体どういうことだったのか。

それからもう一つ申し上げておきます。金子座長にお聞きしておきますが、座長自身がこの会議の中で現地調査は行わない。限られた資料の中で判断をするんだと。それで5か所を選ぶんだと言っています。どういう意味なんでしょうか。限られた資料で選ばれた5か所については、関係するそこで暮らす人たちはどう感じるんでしょうか。そういうことの想像力をもっときちっと持っていただきたいなと思います。

いろいろあるんですけど、僕ばかりしゃべったら困るんで、それだけ言うときます。

○松原局長 以前の促進協議会の当時からのご質問がございましたので、その点を事務局の方から説明させていただきます。

私の名前は串本町議会でも出されて、私が言ってないのに言ったとか言ってないとかという議論もありましたけども、それは置いとしまして、「百年たっても美しい紀南」、これは検討委員会で、公募を含めて委員で決められた言葉でございます。我々は何度も申しますように、委員会は公平にやりましたし、情報は全部出しております。ただ、適宜、首長あるいは新宮広域の首長であり商工会の団体であり、我々は時によっては議会の呼び出しがあれば説明に行きました。平成17年の1月に52か所の際も新聞で出ました。そのときにはあちこちからの議員あるいは地元の方から、どうなっているのかという話がございまして、我々は説明をさせていただきました。

それと、その前に、じゃあ、あんたら個別に情報を得たときはどの程度なということなんですけれども、これはスクリーニングを終わりました、候補地を抽出して10月に、一般住民の方から我々にスクリーニングの方法がいいんか、あるいは紀南地域にどんな処分場が必要なんかということの意見募集をいたしました。その結果、少なかったんですけども22名の方の意見をいただきまして、それに対する委員会の意見も、紀南新聞ですが翌年の1月19日から22日に4回連載されて出ております。その時期の12月ごろに我々は各自治体に対して、我々は今までスクリーニングで色を塗ってきたと。候補地についてどんなものがあるかわからないと。近くに、中にはお宮があるよとか経塚があるよとか我々はわからない、その情報が欲しいということで、それも首長に必ず見せて決裁を出して、押して出せと。そこまで私たちは一定の情報をいただいております。その情報はきょうお手元の個別個票を各町村からいただいた情報として我々は提出してるわけなんです。

それと藤田議員がおっしゃられた4つ、おまえら後で勝手に言うたんと違うんかということなんです、我々は本当に御坊から日高、もちろん東牟婁まで再度細かく谷を探しました。

ここも当てはまるよということはありませんでしたので、実際それは入れました。でもそれはほかの条件で、今までクリアしてきたこと、勾配であったり、堰堤の高さはどうなとか、それにマッチしてここも入るということで4か所、それは入れています。ですから、その時点で我々は農協も森林組合も全部スクリーニング以外の真っ白な地域の中にも重要なところがないとか、農業はどうな、森林組合はどうなということで、これも情報をかけております。我々は市町村の関係者と一緒に現場も確認に行っております。皆さんにわかってもらえるように色塗りをした図面も各市町村、商工会、全部皆さんに見てもらえということで役場の方へ渡して意見をいただくような手配はしております。それも検討委員会の流れの中で、検討委員がそういうことをしなさいという指示がありましたから、我々は検討委員会に基づいて進めてまいったのが実情でございます。ですから、意図的におまえら勝手にしやるんなどということはないということだけをご理解いただきたい。

それと、我々はいつも各自治体に対しては説明会を行っています。もちろんこれは議員にも説明が必要だと。最終的には公社に参加するか参画しないかは強制しないよと。あくまで自治体の判断ですんで、個々の自治体で判断してくれと。最終的には皆さん寄っていただいたんですけども、今、藤田議員がおっしゃったけども、私らはそういうのは反対やと。ちょっと納得いかない点はあるんですよ。自治体に説明して議員が予算を認めて、公社に入ってきたと我々は思っていますんで、今後の行動につきましては議員さん方の監視はもちろん必要なんですけども、我々は一心同体とは言いませんけども、一緒になって歩んできていただいているものと確信はしております。藤田議員から事務局への答弁は、これぐらいなんですけども。

小出理事。

○小出理事 先ほどからいろんなお話を聞いておりますけど、やはり一番出てくるのは環境の問題やと思うております。その件については、どこの地域であっても私は一緒やと思うたあるんですわ。富田川がこの地域を含んでおります。もともと環境について外部へ影響が出んということが前提になると私は思います。その中で議論をしていただきながら。串本町であろうと上富田町であろうと同じ議論が出ると思うんです。先ほどから情報公開のお話があったんですけど、上富田町の場合で言うてみましたら、いろんな資料、例えば私が会議へ行ったときの資料、職員が行ったときの資料、串本町も常任委員会があると思うんですけど、常任委員会へ報告させていただいています。職員に対しては会議に出る前に必ず町長に相談をしてほしい。その相談を、会議へ出て意見を言ってほしいよというようなことを言うとります。

今議論されておりますけど、ある程度の経過というのが私はあると思うんですよ。先ほど事務長が言われましたように、公社には入るのも自由、その経過の中でいろんな意見を反映するというのは自由やと思うんです。ただ、一つお願いしたいのは、今言いましたように、この5か所が環境を基本において調査して、そのことでまとまらなかったら環境公社の仕事は非常に難しくなるように思うております。できましたら、5か所を調査させていただいて、

その中でラムサールでどういうふうに評価されるということをもう一度アドバイザー会議で検討していただくというような格好でお願いしたい。ただ言いたいのは、ラムサールであろうと、富田川水域であろうと、いろんなことの環境については最大限外へ配慮するということとは公社で責任を持ってしなければならないと思います。極端な例を言いましたら、この会議でご意見を聞いて、会議をさせていただきますが、私の気持ちとしてはここでばらけたら多分この環境公社の仕事というのは成り立たんように思うとります。できましたら、5か所の調査についてだけはお願いをいただけるようお願いしたいと思うんです。

○橋爪議長 角議員。

○角議員 串本町議員の厚生常任委員長をさせてもらっている角と言います。

先ほどからアドバイザー会議の方々から野村先生、内田先生、玉井先生、金子先生の話の中で、私はいろんな細かいことは、例えば点数制度とかたくさんあります。ただ、一言で言わせてもらえば、本日のこの会議の趣旨は、住民、議会の持した、野村先生が最終に述べられた意見に集約されると思うんですよ。そのところを理事会並びにアドバイザー会議の方は理解しない限り、今後はどこへ行ってもこの事業は成功しないと思いますよ。

今、小出理事から説明がありましたけど、そういう話ではどこへ行ってもだめですよ。そこに問題があるんですよ。真砂理事長もそうですけど。情報公開もちゃんとしてるとか言ってますけど、それはただしてるだけ。私もその会議に第1回目から参加してます。串本町から新宮市の間で十数人しか集まってません。この中で情報公開というのは、情報公開を徹底して、住民の意見を反映すると書いてるんですよ。徹底と書いてるんですよ。とても徹底したような情報公開の中身じゃないですよ。そういうことは現実に理事なんかでも公社の方もわかってるんじゃないですか。ただ立場上そういうことを言ってるだけで、そんなことをそこまで徹底した情報公開をやっていると思ってないと思いますよ。そういうのを素直に改めてもらって始めないと、今、小出理事が言ったようにこの問題は最終的にはとんざして一から出直しになると思いますよ。そういうことになりますよ。そのところを先ほど野村先生が代表して言ってくれました。内田先生とか野村先生は海の専門家として環境のことについておっしゃっていただいたんで、それを理事の方も聞かれて十分理解してもらったと思います。私たち議員は、川勝議員もおっしゃいましたけど、地元の住民1万4,000人の意思を受けて公社に対してやめてくださいと言ってるわけです。それが私たち議会の仕事なんです。私は町長にもずっと言ってきたんですけど、理事である前に串本町代表の町長の理事ですよ。当て職になってるんですかね、これは全部。だから全部そうでしょ、町長になる人は。上富田町代表で理事としてなってるんですよ。だから、どこの地区であろうとも田辺市でラムサールの問題があるとしたら、だれか理事がそういう情報を集めたときに、これはまずいじゃないかと、理事会でそういう公平な立場で意見を言うのが理事会の本質だと思うんですよ。それが、話を聞いてると、つくるのが前提にあって、何とかお願いしますお願いしますでは、住民の意思が全然反映されてないじゃないですか。そこを怒ってんですよ、串本町民も議会も。そういうことではけしからんやないかと。住民自治を何と心得てん

など。各首長方は住民の代表となってるんでしょ。それを全然理解されてないことが、僕はとてもわからんですね。そういう態度である限り、この話は絶対に前へ進みませんよ。基本的なところが間違ってる。細かいことはたくさんあるから専門的なことがあったら、その中で議論すれば。我々素人、それから住民の方もなかなかそこまで議論を詰めることはできないと思いますけど。

ただ、先ほど会議の中で金子アドバイザーの話を聞いて、全般として、私だけじゃないと思うんですよね。何となく腑に落ちない。それはおかしいやないかというのは、聞いている住民の方も感じたと思いますよ。そういうところに住民がおかしいと言ってるんだと思いますよ。金子先生は自分では気がついてないと思いますけど。山田先生も施設は立派だと、そういうことを流しませんと言うけど、現実には我々は今まで造成した中で、串本町は海に囲まれていますから造成するたびに、ちょっとの造成でも土砂が流れてアワビ、ナガレコ、テングサが何年かによって壊滅状態になってるんですよ。そこで住民が生活をしてるわけ。みんなここで。ラムサールもそうでしょ、観光で100年で、観光立町としてやっていく、県の環境課も言ってますよね。そういう中で生活がかかってるわけです。だから、安易に調査だけさせたってくれと。調査した結果だめだったらと、そんな問題じゃないんですよ。先ほど藤田議員も言いましたけど、それ以前にあなた方の姿勢に問題があると。それに気がついていただかないと今後何遍話をしてもだめやと思いますよ。

私の質問は、アドバイザー会議の意見を受けて理事会で高富地区にしましょうと決定した理由を教えてほしいんと、情報公開というんやったら、どれだけ今まで開いてきて、どこの地区で何名の方が出席したかということのをわかれば教えていただきたい。

○松原局長 公務のためにお二方が白浜空港から飛ぶんで、申しわけございませんけど失礼させていただきます。

今のご質問なんですけども、こちらの方も角議員がおられたごみ減量推進会議等へ出前講座的なものをさせていただいておりますけども、紀南地域の全地域にある団体へは一応我々は住民の方に説明は行っておりますし、もちろん田辺広域の議員は議会要請がありますんで説明をしております。西牟婁の町村議会の議員研修会にも我々は呼ばれて行きました。先ほど言いましたけれども、各自治体の首長には必ず報告しておりますし、委員会やアドバイザー会議、適宜調査会をやっております。

何回を知りたいんですか。どういう会議を行ったとか、それはいいんでしょうか。

○角議員 ……なる前からの説明があるんですよ。この話は、増谷課長の時分からずっとあるわけよ。そういうときは田辺地区でどんだけの出席があって、どういう意見があったとか、そういうのがあるはずなんやよね。そういうこともちゃんと公表すべきやし。

それから、委員会で報告をしてと言いますが、委員会で報告されて意見をたくさん言ってます。その場でも串本町としてはラムサールが指定されてるから、これは絶対外してくれということは事務局に伝えてくれと委員会でちゃんと述べてます。そのことが反映されてないから怒ってるんですよ。そのことはどうなってんなど。だから、委員会でちゃんと検討し

て、ラムサールになってるから絶対に外してくれということを強く述べてくれと事務局に言ってます。串本も代表で事務局へ行ってますから。そういうことはどういうふうになってるんかと。何も反映されず、こういう結果になってるのは。まさかそういうことにならないと思ってますよ。ただ、報告したらいいかということじゃないでしょ。

それと、もっと言わせてもらえば、土地の地権者も百年先とか地元の協力のために土地も指定されてるところは売らないようにしようとかいうことも決まってる中で1万4,000人の町民を含めてノーと言ってるんですよ。それを何で調査させてくれとかいうのが権力の行使じゃないですか。そういう体質が問われてんですよ。そのことを言ってもらわないと、技術的な点数とかは二の次ですわ。住民を軽視したやり方に皆怒ってるんですよ。それは理事会がもっと反省してもらわないと、この話はどこへ行ってもだめになると思いますよ。

○橋爪議長 角議員に対して答弁していただきたいと思います。

理事長。

○真砂理事長 情報公開という形の回数についてはまた後から。きちんとした回数やら会議の内容やらはもちろんあります。今ここでも公開はできますけども、その中で、我々は最初から言いますように、どなたかがおっしゃったんですけども、議会は公社の構成員ではないという立場だとおっしゃいました。しかし、串本町は構成員ですよ。串本町は。そうですよね。そこでお互いが同じ目的に向かって今まで回を重ねてくる会議については、そこに全部逐次説明をしてるわけなんです。先ほど小出理事の言いたかったのは、恐らく小出理事は小出理事で当該自治体にはその説明を繰り返してやってきたということを申し上げたかったのではないかなと思うわけなんです。だから、聞いてない、聞いてるというあたりは確かにどこまで言うかは別ですよ。今言う住民の声の反映ですけれども、このことはさっきからも言いますように、今までののは、たくさんある候補地から5つに選んでいこうということを合意して選んできたわけですよ。この後、住民合意のないところに無理にはしませんよと。それも含めて調査という形の中でさせていただきたいということをさっきから申し上げているわけなんです。

○角議員 過程がおかしいんで、繋がらない。

○真砂理事長 その過程を否定されたりすると。その過程は一緒にやってきたわけなんです。我々が勝手にやってきたんではないですよ。これは我々が勝手にやってきたんだったら批判を受けますけども、串本町も含めて今まで一緒にやってきたということなんです。その過程の否定というのは我々は理解ができません。

○橋爪議長 角議員、発言をしやるときはやめてください。

○真砂理事長 そういうことなんです。私が今言いたいのは、そういう過程も含めて情報をお互いが共有してきたと。このことを否定されたら我々としたら何をよりどころにやってきたかということがわかりにくくなるということを申し上げているわけなんです。

○橋爪議長 休憩をさせていただきます。

休憩 午後4時44分

再開 午後4時53分

○橋爪議長 集まってないんですけども、時間の都合で始めさせていただきたいと思います。

なお、皆さんにお願いしたいのは、終了時間なんですけども、局長なり理事長なり皆さんそれぞれのご都合がありますので、できるだけ5時10分に締めさせていただきたいと思います。そのあたり皆さん議会の方で明確に質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、始めさせていただきます。

和田議員。

○和田議員 和田でございます。一つ僕は違う見地から質問させてほしいんです。

各市町村が焼却炉を持ってますわね。この温度の違いとか焼却の仕方が全然違う中で、最終処分場にその灰、残渣をまくのはかなり危険なことじゃないんかと。ほかに決定してでもですよ。環境の時代の中で、熔融炉をつくって一つにまとめて、そこで安心・安全な焼却方法をとるという形で進めていかないと、ただ串本は今、ラムサール条約のあれやけども、ほかの地域でも受け入れられんのじゃないかと。

そしてもう一つ、我々は今、し尿処理場を海中公園の上に持ってます。これが大体20年で。地区の決定で、今度はよそへつくってくれということなんで。そしてほかの首長さんらもおられるけども、例えば自分の家を建てて20年でよそへ持っていけと言われても、何十億円も金かった中で、これはかなりのむだになってくるんじゃないんかと。その地区である程度の地区の保障という形を全面に出してやらないと、環境を考えて。そういった形が進めていく上で必要じゃないんかなと。私は意見書を出すのはまだ早いということで、たった1人で反対したんです。というのは、私は全部、いろいろ聞いてから議会として出すべきだということで反対したんで。

そして金子先生が答弁の中でCO₂の少ない方法をとると言われましたが、もし串本側とかこっち側へ来ると、向こうの人口の多い地域から車で持ってくるわけやね。やっぱりCO₂のそういったあれが一番多くなるんじゃないかと思うんですがね。ほんやからこういった地域を選ぶのが、ちょっと矛盾しているように思うんですが、そのところを。

もう一つ、住民の反対を押し切ってまではやらないというのを決定している中で、こんだけ地区がラムサールの海を守ろうとかいった中で、調査をぜひやらしてくれというのもちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですよ。

ちょっと答弁してもらいましょうかね。金子先生と真砂理事長にお願いします。

○金子先生 廃棄物の輸送でCO₂が多いという点をご指摘いただきましたが、この高富地区の2か所ともある種欠点であるということは認識しております。ですから、その部分だけをとらえていい悪いということは、ここでは言わない。このことは十分認識しているけども、ほかのことも考え合わせて検討しなければいけないというスタンスですから。どの地域も一長一短あるわけです。それはご理解いただきたいと思います。

私にはそれだけでよろしいですか。

○真砂理事長 実はこの5か所に絞るまでの過程を先ほどから何回も繰り返しますが、お互い構成している市町村としては、どの候補地になっても調査については受け入れていこうという合意のもとで進めてきてます。しかし、そこから先に住民の反対を押し切ってまではしないということ、これはもう当然のことです。そのことを再確認させてもらったということで、その前提が崩れますと、ほかの候補地についても、それだったら反対、反対だったら初めから来んでもええやないかということになりますので、我々としては、まずこの5つと一緒に調査をしながら、そして今言うような最終を出していきたいということを申し上げているところです。

それから、先ほどの中間処理施設の問題です。これもおっしゃるとおり大変大きな課題になってございまして、それぞれの耐用年数がございしますが、広域的で中間処理を考えていかなければならん時代にもう差しかかってます。今回我々が議論しているのは最終処分場でございまして、中間処理施設というのも大きな課題ですけども、それはそれで、それぞれの自治体の課題と。そして広域で取り組むという必要性もございしますが、まずは最終的な処分場が要ると。これは我々の一般廃棄物だけではなくて、産業界からも、もともと最終処分場が必要だという強い声もございまして、産業界と自治体と県が一緒になってこの公社を立ち上げてきたということですので、ひとつご理解をいただけたらと思います。

○橋爪議長 和田議員。

○和田議員 真砂理事長、僕の質問に対してちょっと違うんですよ。というのは、私はどこの自治体でも焼却の温度が違ふと。そのことですよ。要するに、内田先生のサンゴのあれを聞き、そういった形の中でここでするのが適当かどうかというのは十分わかったと思うんですよ。だから、前の候補地までのぼって、ラムサールの海とかそういった形がない場所があるじゃないですか。そんなんで選んでいく方がいいんじゃないですかと聞いとんです。

○真砂理事長 温度差の違いによる灰の差については、この最終処分場ではすべて完結して処分できるという技術を持った処分場であると、このようになっております。

それともう一つ、ラムサールの重要性については、きょうまた改めて再認識をさせていただきました。しかし、この場面で理事長としてこのことを理解したからもう串本へは行かないよということについては、まだ少し早いというふうに思っております。

○橋爪議長 先ほどから環境についての質問が多かったように思うんですけども、その件について理事の方からお願いしたいと思います。

○金子先生 何人かの方から、ラムサールというわけではなくて、サンゴないしは海、海の生態系への影響ということを心配されて反対だということをご指摘いただいているわけです。一番最初の私の説明でも、生態系という言葉は使ってはいないわけですが、強いて言うと動植物のところで少し考慮をさせていただいてますという程度です。動植物についても本来生態系なり動植物の話を、現地を見ずに言うというのは非常に乱暴な話なわけですが、机上の検討だということで、あえて最もその中では資料性の高い植生図を用いて検討している。ただ

そのときも候補地になるところの周囲200メートル程度の範囲でしか考慮ができてない。200メートルでいいか、いや1キロメートルにしない、もっとにしないと、もちろん言えるんですが、これもまた200メートルしか考慮できてないというのが事実でございます。その中で、自然度8というシイ・カシ・萌芽林のあるところの比率でもって得点をつけているというのも、実はじゃあその萌芽林ができてどれぐらい時間がたつのかということで、本当のそこでの動植物の状況というのは変わっていくわけですが、そういうことは残念ながら考慮できていないというレベルでの今までの検討だという説明をさせていただいてる。それは今までの調査の限界でございます。

今後のことに関して言いますと、生態系の影響も含めてそれぞれの地域はいろいろともっと詳しく調べて検討しなければ、処分場にできるかどうかということはとても言えません。どこも心配だらけです。たまたま串本の高富地区については、特に海・サンゴの生態系への問題が非常にクローズアップされるでしょうけども、ほかの地域はほかの地域でまた別の問題を抱えるわけです。それらを総合的に調査した上でしか判断をしてはいけないと考えておる次第です。

○橋爪議長 では、時間の都合により村上議員と仲江議員お願いします。

村上議員。

○村上議員 村上でございます。2つほど質問したいんですけど。

1つは私とこの町長は事前調査を受け入れたいと。そして事前調査を受け入れるけども第一候補地になった場合は反対をすると言明されているんですよね。これは我々にもよく理解できてないんですよ。どういうことでそうなるのか。理事の皆さん方は、この考え方についてはどういうふうに思っておるか聞きたいということです。

もう1つは、串本町あるいは田辺市が候補地に残ってきた2つの原因ですよね。これはたしか和歌山県前知事が紀南の地に最終処分場をつくるぞ、こういうふうな話から始まってきたんですよね。木村前知事が就任されてから、特に田辺市を中心にする西牟婁郡は予算面でも絞り込まれてかなり苦しい面をしているんですよ、みんなね。そら田辺市長はよくわかってるのと違いますか。だから当初に最終処分場をつくるんだというときに、田辺市と西牟婁郡に必ず持ってくるなと、僕はそのとき思ったんですよ。それは選挙の当てつけにつくると違うんかと。別に最終処分場を紀南の地につくるということが第一目的ではなしに、選挙に負けた腹いせにつくるんだろうなと僕は思ったんですよ。それが的中したんですよ。だからいろいろ検討しているやつも何か始めからいろいろやられてるけど、どうしても納得がいかない。その辺のことについて、この処分場をつくるというたときから残ってて仕方ないんですよ。和歌山県知事は、市町村に少なくとも予算の配分をきちっとするのが務めでしょ。それをしないで最終処分場をというふうな一番受けがたい仕入れを、串本はその時は西牟婁郡ですからね、田辺市と西牟婁につくろうと思っていろんなことを考えた結果こういうことにしたのと違いますか。だから当初の決め方自身のときの、これは和歌山県がやっとなと違うのかなと私は思うんですよ。その辺のことについては、隠れた部分があるような気がし

てならないんで、どうしてもこの辺だけがはっきりしない。

この2点について、そら質問して答えてくれというのも難しいと思いますけど、どう考えますかね。

○真砂理事長 大変難しい質問ですけども。まず1点目の、串本町長が、最終1になったときには反対をするという発言の真意については、ご本人に聞かれたら一番よくわかると思います。ただ、私なりに解釈させていただければ、先ほどから何回も申し上げてますように、地域の住民が反対しているのに、それを無理に強引に進めていくということにはならないということ表現されたのではないかなと。これは私の感想です。詳しいところは町長に聞いていただいたらと思います。

それと、前知事が田辺・西牟婁にということがございましたが、そうではなくて、この問題の発端は、ご存じだと思うんですけどもフェニックス計画ということで、大阪湾岸に埋め立てられる範囲から、どうしても紀南地方がその中から除外をされて、我々としてはその地域で完結するものをつくらざるを得ないと。このことについては大分陳情もしてきたという経過がございます。しかしながら、湾岸のフェニックス計画に外れた以南の地域についてはみんなで最終処分場を建設するために努力しよう、ということとスタートしたというふうに考えています。

○村上議員 いや、それでしたら、御坊市や日高町が抜けたでしょ。当初にあったのは、御坊と日高と田辺と西牟婁と新宮と東牟婁ということだったでしょ。その中から御坊市がこの紀南の環境整備公社の中から抜けていったでしょ。その抜けた理由もはっきりとしなかったですよ。そんなん聞いたことないですよ。ここから抜けてって、向こうへ入ったということ自身がわからないということ言うてるんですよ。ほたらみんなが入れるでしょ。

○楠本理事 その理由ですけれども、先ほど申し上げました大阪湾フェニックスは瀬戸内海区域ということで、瀬戸内海のエリアというのは法律で定められておりまして、由良町と日高町の一部はもともと瀬戸内海地域に入っております。ただ、御坊市については、由良・日高と広域で一緒にごみ処理をしているという理由でフェニックスへ。でないと、どの部分のごみというのは明確にできませんので、そういう意味でフェニックス計画の方へ組み入れられたという事情でございます。

○橋爪議長 最後に仲江議員。

○仲江議員 町議の仲江です。きょうは議会ではないんですけども質問と答弁という形になってしまって。私は答弁を求めるわけではありませんので、仲江孝丸の意見だということで、気楽に聞いていただいたら結構だと思います。

結論から言いますと、ナンバー44の1は計画地から外していただきたいということです。理由は、この計画地内を大辺路街道が通っているからです。なぜ審査の段階で気づかなかったかということ、この選定基準の中には44の1は熊野古道までの距離が100メートル程度と書かれています。これが100メートルという基準になった理由は、恐らく西牟婁振興局が平成13年につくった大辺路調査報告書がもとになっていると思います。このときの調査

では、海中公園を過ぎ、高浜の集落の東端で街道は2つに分かれる。海岸通りの道としけなどのときに通る山越えの道の2つであるということですが、山越えの道は発見できなかったということで。このときの調査では2つあるんだけど海側の道しか発見できなかったということで、それ以降つくられた地図には山越えの地図は載せられていません。その後大辺路刈り開き隊のメンバーがこの山越えの道を発見しまして、整備して、2005年の年越しウォークには100人を超える人がこの山越えの道を越えているわけです。現在、大辺路再生実行委員会というのが行政と住民団体と合同でつくられまして、大辺路の再調査が行われています。近くその報告書がつくられる予定で、今その原稿がまとめられている段階なんですけれども、今度の新しい調査報告書にはこの山越えの道が書き込まれることになろうかと思います。事前に事務局長に写真を渡したんですけども、この黄色い線が山越えの道です。この山越えの道の一番奥の部分が計画地の堰堤の部分にかかってこようかと思います。これまでは大辺路から見えるかどうかというのが判断の基準となっていましたけれども、大辺路が候補地を通っているということは、当然計画地から外さなければならないということになろうかと思いますんで、これからわざわざ800万円かけて調査をすることは不要になりますんで、候補地から外していただきたいということです。

○橋爪議長 ありがとうございます。

最後に私の方から、内田先生。

○内田先生 遅くなったところ申しわけないんですが、最後に一言だけ言わせていただきます。

今一番問題になっているラムサール条約の指定に関しては、簡単な経過があります。1999年の第7回のときにコスタリカで行われたんですが、このときは、日本は1つ持っていてトータル11の指定湿地が指定されました。そのときに次の次、この前ウガンダでの9回のときにその指定湿地を倍にしろという要求がラムサール事務局から日本に下されたわけです。その次の第8回に2つ指定しまして、トータルで13か所になって、その次がこの前ここが指定された第9回のときに環境省はあの約束どおりいっぱい持っていかなきゃいかなかった。それで、いろんなところあさって、ここももちろん白羽の矢が立って。これは何でもいいからいったらいいんじゃないかと、学術的に調査を行ってパスすればオッケーなんですけど、それが無事パスしていったと。よく考えてください。ラムサール条約指定湿地というのは、我々住民が守れという任務を与えられてある。国が守ってくれないんです。そのくせに、もともとの環境省からこの人が、これは国立環境研究所とは環境省の外郭団体ですよ、それがこのアドバイザー会議にかかわっていながら、彼が盛んにラムサール条約は考慮せなあかんとか何度も言ってるのに、それも無視してこの状態になったということは、国は一体何してるのかと私は言いたい。

それからもう一つ。皆さん方の意見は現地調査をやらしてくれ、手順はそうやない、理論的にはそうなんです。ところが、日本の今までの環境破壊する開発というのはどういうふうにして行われたかというのは、悪いことに町長も含めて知らない。だから町長も議会では、現地調査はやらせればええやないか、ちゃんとそういうふうになって現地調査で悪けりゃ

省いてくれるからと。そんな生易しいもんじゃないんです。現地調査というのは免罪符でありまして、今まで。田中角栄というのがあって改造論をやったときから日本国じゅうひっくり回して全部環境破壊をやったんです。そのときにはアセスの報告書は最初からできてるんです。現地調査をする前にできてて、環境に対する影響は軽微なものとするというふうが一番最初にもう結論ができてるんです。じゃあ何でやるかということ、それは免罪符、もうやりましたというため。私もそういう経験があります。国から言われてお前やってくれと、何千万円出すと。言うのはいい。そのかわり絶対に身の安全は保障すると。機動隊を全部立たせるから絶対安全だからやってくれと。そんなばかな。現地調査に対して我々はそういうふうな意識を持っている。今やっている、環境保全をしようとか環境調査をしようという我々の年の人間はみんなそれを知ってる。だから高知県の東洋町がこの前現地調査をやらしたら金が入るやないかと。でもそれはだめなんです。現地調査をやらして何で金が入るかということは、その次に実行されるということがあるから高い金を国が払うんですね。それで今の主張の現地調査をやらしてくれということを我々が反対している理由はそこにあります。

○橋爪議長 どうもありがとうございました。切ってもよろしいかな。

本日の意見交換会で十分に理解していただきまして、今後の方向を協議していただきたいと思います。どうもありがとうございました。傍聴席の皆さんもどうもありがとうございました。

○松原局長 最後に、松原理事、一言。

○松原理事 閉会のあいさつということで、串本町長の松原です。

本日は長時間にわたりまして非常に充実した意見交換会を開催できましたこと、ここにお集まりの皆様方、また傍聴の方も含めまして厚く御礼を申し上げたいと思います。また、内田先生、野村先生、玉井先生、金子先生、山田先生には専門家の立場から大変貴重なご意見をいただきまして本当にありがとうございました。感謝申し上げます。

本日の対談会、また意見交換会によって今後公社、議会ともにそれぞれの立場を表明できたのではないかと、このように思っております。ただ、お許しをいただいて1点だけ、町長の立場というお話がございましたので、議会での発言の意図についてここで申し上げたいと思います。

昨年の12月議会でありましたけれども、町長の姿勢ということで、私は建設促進という理事の立場と、地元に戻っては地域の代表の町長の板挟みということで、いろいろ悩む立場におったわけですが、私は基本的には五分五分のスタンスということで今日までまいりまして、現地調査ありきということでまいりました。ただそのうちには、必ずやラムサール条約が環境を守っていくんだという後ろ盾があるので、きっと現地調査も含めた最終調査では第1位になることはないであろうと、私は現在も思っておりますけれども、ただそのときに、万が一、1番になったらどうするかという仮定のご質問でありましたので、答弁の前後がありますのでちょっと補足させていただきます。

第1位になるということはないと思うけれども、万が一、第1位になった場合には、それ

からでも反対はできるんじゃないですかというお話を申し上げました。これは平成18年度であります。そういった中で、平成18年度中に1か所に絞り込むという計画がずれて、今度平成19年度を迎えるに当たって、公社の方も、こういう一歩も進まない状況の中では何らかの条件を付加しなければならないということで、先ほどから真砂理事長がおっしゃっておりますように、強制執行はしない、地元民の意見を尊重するという事の中で現地調査をと。一歩でも今の公社の進め方についてご理解をいただきたいということで、平成19年度を迎えたわけです。ところが1年半を経過する中で、先ほどから内田先生がおっしゃるように、私も串本町民の代表であるという立場を踏まえて、やはり現地調査とか処分場はどこがふさわしいかということよりも、一段上のレベルでワールドワイドといいますか、地球規模での環境を守るという立場の串本町長という使命というのが、やはりラムサール条約に深く思いをいたすところ、そういう使命も与えられているんじゃないかということの中で、過日の議会で町長として、地元の住民の反対、また議会の反対意見書を深く受けとめていく立場にあるのではないかという思いの中で、かじ取りを町長という立場で進めていかなければならないのではないかという思いを議会の答弁の中で込めたわけであります。先ほど真砂理事長から真意は本人に聞いてくれということでありましたので、その辺の経過について若干時間をいただいております。

きょうは理事という立場で出席をしておりましたので発言も控えておりましたけれども、本日の対談会・意見会の意見を十分踏まえて今後の理事会に臨んでまいりたいと思います。

そうすることで時間をとらせましたけれども、以上で閉会のあいさつとさせていただきます。皆さん長時間本当にありがとうございました。

○松原局長 どうもありがとうございました。これで閉会したいと思います。

お帰りの際にご意見がございましたら、回収ボックスを置いておりますので、ご来場の皆様どうぞ書いて出してください。

ちょっと薄暗いんで、交通事故等に気をつけてお帰りください。

どうも長時間ありがとうございました。

閉会 午後5時23分